

全国児童福祉主管課長会議資料

平成13年3月13日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

目 次

当面の主要懸案事項（少子化対策）	1
（総務課関係）	
1．雇用均等・児童家庭局の組織体制	
（1）本省	17
（2）地方厚生局	17
2．少子化対策について	
（1）少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランについて	18
（2）少子化対策への取組について	20
3．児童相談所の充実について	
（1）児童福祉司の地方交付税措置について	22
（2）児童福祉司の任用資格認定通信教育について	22
（3）保護者へのカウンセリングの充実について	22
（4）一時保護所事務費の支弁方法について	24
（5）一時保護所への心理職員の配置について	24
（6）一時保護所の施設整備費補助基準面積の改善について	25
4．児童福祉施設の整備及び運営等について	
（1）児童福祉施設の整備について	26
（2）児童福祉施設の運営について	31
（3）児童福祉施設の防災対策について	31
5．平成13年度児童福祉行政指導監査の実施について	34
（1）社会福祉法人の運営の適正化について	34
（2）児童福祉施設の運営の適正化について	34
（3）保育所入所事務の適正な実施について	35
（4）措置費等関係事務の適正な実施について	35
（5）認可外保育施設の指導監督について	35
（6）国における指導体制及び都道府県等に対する実地指導等 について	35

(資料1) 児童育成計画(地方版エンゼルプラン)策定状況	37
(資料2) 少子化対策臨時特例交付金事業費内訳	38
(資料3) 児童福祉司の配置現員と交付税積算基礎との比較	39
(資料4) 平成13年度社会福祉施設等施設整備費国庫負担 (補助)基準単価(案)について	40
(資料5) 平成13年度厚生労働省雇用均等・児童家庭局予算案 の概要	43
(資料6) 平成13年度児童福祉関係主要会議等予定表	53
 (家庭福祉課関係)	
1. 児童自立支援施策について	
(1) 児童自立支援施設について	56
(2) 入所児童の権利擁護の確立について	56
2. 児童虐待防止対策の推進について	
(1) 児童虐待に対する広報・啓発について	58
(2) 里親制度の促進について	58
(3) 児童養護施設等の職員配置について	58
(4) 児童福祉施設の整備について	59
(5) 虐待・思春期問題情報研修センター(仮称)の設置について	60
3. 母子家庭等自立支援施策の充実について	
(1) 就労支援対策について	62
(2) 母子寡婦福祉貸付金の有効活用について	62
(3) 母子生活支援施設について	63
(4) 子育て支援短期利用事業について	63
(5) 母子相談員について	64
4. 婦人保護事業の推進について	
(1) 婦人保護事業の体制整備について	65
(2) 婦人相談所及び婦人保護施設の機能の充実について	66
5. 児童扶養手当制度の運用等について	
(1) 平成13年度児童扶養手当関係予算案について	67
(2) 制度の周知徹底等について	67
6. 児童扶養手当支給事務指導監査について	69
 (資料1) 児童自立支援施設への学校教育導入予定一覧	70
(資料2) 児童養護施設等の児童の処遇等に係る調査について	71

(資料3) 情緒障害児短期治療施設、及び児童家庭支援センター 設置予定一覧	72
(資料4) 平成13年度入所施設措置費関係の改正点等について(案)	73
(資料5) 平成13年度母子寡婦福祉対策関係予算案の概要	79
(資料6) 平成10年全国母子世帯等調査結果の概要の要旨	82
(資料7) 母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令案等 について	84
(資料8) 母子寡婦福祉貸付金の償還状況について	85
(資料9) 母子生活支援施設における職員の配置状況について	87
(資料10) 子育て支援短期利用事業の実施状況について	89
(資料11) 婦人相談員の配置状況	91
(資料12) 婦人保護事業関係資料	92
(資料13) 一時保護所入所者対応状況	95
(資料14) 婦人保護施設入所者対応状況	96
(資料15) 児童扶養手当受給者の推移	99
(資料16) 平成13年度児童扶養手当支給事務指導監査計画(案)	100
(資料17) 平成13年度国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員 養成所研修日程(案)	101

(育成環境課関係)

1. 児童健全育成施策について	
(1) 児童館事業について	102
(2) 放課後児童健全育成事業について	103
(3) 平成13年度地域児童福祉事業等調査について	105
(4) 地域組織活動育成事業について	105
(5) 児童環境づくり基盤整備事業について	105
(6) 児童委員、主任児童委員について	106
(7) 児童福祉週間について	106
2. 児童手当について	108
(1) 改正内容の骨子	108
(2) 市町村事務取扱交付金	109
(3) 広報等の実施について	110
(4) 独立行政法人の設立に伴う児童手当の事務処理について	111
(5) 今後の予定	112

(資料1)平成13年度厚生保険特別会計児童手当勘定予算案の概要	113
(資料2)児童館等の設置状況	114
(資料3)放課後児童健全育成事業	115
(資料4)都道府県・指定都市・中核市別放課後児童クラブ数及び 登録児童数	116
(資料5)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況	117
(資料6)都道府県・指定都市別児童館事業の平成12年度国庫補助 か所数	118
(資料7)児童福祉施設併設型民間児童館と保育所併設型民間児童館 の状況	119
(資料8)過疎地等の小規模放課後児童クラブへの国庫補助の拡大	120
(資料9)障害児受入促進試行事業の実施	121
(資料10)放課後児童健全育成事業において市町村からの委託と認め る場合の取扱いについて	122
(資料11)全児童を対象とする事業に対する放課後児童健全育成事業 の国庫補助の取扱いの基本的考え方	123
(資料12)「児童手当等に関する三党合意書」(平成12年12月13日)	124
(資料13)児童手当の財源内訳	125
(資料14)児童手当所得制限限度額表(案)	126
(資料15)「児童手当制度のご案内(しおり)」(案)について	127
(資料16)独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備等に関す る法律による児童手当法の一部改正等に伴う事務処理につ いて(通知)	129
(保育課関係)	
1.新エンゼルプランと保育対策について	132
2.都市部等における待機児童解消策について	132
3.保育所の整備について	132
4.特別保育事業について	133
5.保育所の規制緩和について	134
6.認可外保育施設対策	134
7.保育士養成課程等の見直しの検討等について	135
8.児童福祉施設等第三者評価基準の検討について	136
9.「i-子育てネット」について	136

(保育対策個別改善事項)	
1 . 一時保育の件数払方式	137
2 . 保育所地域活動事業のメニューの追加	138
3 . 平成 1 3 年度保育所運営費の改善について (案)	140
(資料 1) 都道府県別保育所入所待機児童数	
(資料 2) 都道府県別保育所数・定員・入所児童数	144
(資料 3) 都道府県別保育所数及び定員の推移	146
(資料 4) 都道府県別年齢別入所児童数	147
(職業家庭両立課関係)	
ファミリー・サポート・センター事業の総合的展開	148
(資料 1) ファミリー・サポート・センター事業の概要	149
(資料 2) ファミリー・サポート・センターと保育所の連絡システム	150
(母子保健課関係)	
1 . 総合的な母子保健対策の推進について	151
2 . 「健やか親子 2 1 」について	151
3 . 乳幼児健診における育児支援強化事業 (新規) について	151
4 . 周産期医療ネットワークの整備について	152
5 . 不妊専門相談センター事業の整備について	152
6 . 乳幼児健康支援一時預かり事業について	152
7 . 新生児聴覚検査の実施について	153
8 . 先天性代謝異常等検査の一般財源化について	153
9 . 葉酸の摂取に係る適切な情報提供について	153
10 . 乳幼児の事故防止普及啓発用ポスター及びビデオの配布について	154
11 . 生殖補助医療について	154
(資料 1) 健やか親子 2 1 検討会報告書の概要	156
(資料 2) 子どもの心の健康づくり対策事業実施要綱の一部改正 (案)	162

(総務課関係)

1 . 雇用均等・児童家庭局の組織体制

(1) 本省

今回の中央省庁再編により厚生省児童家庭局と労働省女性局を統合し雇用均等・児童家庭局を設置。児童福祉関係行政は雇用均等・児童家庭局が所掌することとなった。各課の所掌事務に関する従来との変更点は、次のとおり。

旧企画課は「総務課」に名称を変更。所掌事務については、従来より担われてきた事務と基本的に同様であるが、地方厚生局の設置に伴い、監査業務を地方厚生局に委任し、企画課児童福祉監査指導室を廃止。

家庭福祉課については、従来 of 事務に加え、乳児院に関する事務を母子保健課から移管するとともに、婦人相談所や婦人保護施設に関する事務を社会・援護局保護課から移管。

育成環境課、保育課については従来どおり。

母子保健課については、乳児院に関する事務が家庭福祉課に移管された。

(2) 地方厚生局

従来、児童福祉関係行政において地方支分部局は設置されていなかったが、今般の再編に伴って、新たに地方厚生局が設置された。児童福祉関係行政の中で本省から地方厚生局に委任された事項は次のとおり。

保育士、児童福祉司の養成の指定及び監督に関すること

指定養育医療機関及び指定療育医療機関の指定及び監督に関すること

養育医療、療育医療に関する診療報酬の支払の差止めに関すること

児童福祉に関する緊急時の執行事務に関すること

児童福祉施設の措置費及び運営費の監査に関すること

児童委員の委嘱及び解嘱並びに表彰に関すること

社会福祉法人の一般的監査

など

2. 少子化対策について

(1) 少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランについて

少子化対策については、従来から様々な取組みを行ってきたが、平成11年の合計特殊出生率は1.34と過去最低になるなど、少子化が進行しており、少子化対策の推進は引き続き重要な課題となっている。

このため、平成11年末に策定された「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」に基づき、総合的な少子化対策を推進するとともに、内閣総理大臣の主宰の下で「少子化への対応を推進する国民会議」を開催し、国民的な広がりのある少子化への取組を進めているところである。

少子化対策推進基本方針について

政府が一体となって、家庭や子育てに夢を持てる環境の整備を推進するため、中長期的に進める総合的な少子化対策の指針として、少子化対策推進関係閣僚会議において、平成11年12月17日に「少子化対策推進基本方針」が策定された。

当該方針は、仕事と子育ての両立や子育てのそのものに係る負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進めることにより、21世紀の我が国を家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にしようとするものであり、具体的には、

- ・ 固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正
- ・ 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備
- ・ 安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり
- ・ 利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備
- ・ 子どもが夢をもつてのびのびと生活できる教育の推進
- ・ 子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備

の6項目が掲げられている。

新エンゼルプランについて

「新エンゼルプラン」は、少子化対策推進基本方針に基づく重点施策の具体的実施計画として、平成6年12月に策定された「エンゼルプラン」及び「緊急保育対策等5か年事業」を見直し、働き方、保育サービス、相談・支援体制、母子保健、教育、住宅等について、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣の合意により、平成11年12月19日に策定された。

この「新エンゼルプラン」は、従来の「緊急保育対策等5か年事業」における保育対策のみならず、母子保健等の幅広い少子化対策の重点施策に

ついて、平成16年度の整備水準を示すなど具体的実施計画として策定したものであり、平成13年度予算（案）においては、3,153億円を計上したところである。

【平成13年度予算（案）における新エンゼルプランの主な内容】

ア 保育所待機児童の解消など子育て家庭への支援策

- ・ 保育所の低年齢児（0～2歳）受入れ枠の拡大（59.8 61.8万人）
- ・ 延長保育の推進（8,000 9,000か所）
- ・ 休日保育の推進（100 200か所）
- ・ 乳幼児健康支援一時預かりの推進（200 275市町村）
- ・ 地域子育て支援センターの整備（1,800 2,100か所）
- ・ 一時保育の推進（1,800 2,500か所）
- ・ 放課後児童クラブの充実（9,500 10,000か所）

イ 母子保健医療体制の整備

- ・ 周産期医療ネットワークの整備（13 20都道府県）
- ・ 小児救急医療支援事業の推進（240 240地区（小児救急の確保の調整360地区））
- ・ 不妊専門相談センターの整備（24 30か所）

ウ さらに、ファミリー・サポート・センター事業の総合的な展開を図ることとし、か所数を大幅に増加（82か所 本部182か所、支部455か所）するとともに、対象者を自営業者や家庭の主婦など子どもを持つすべての者に拡大することや保育所との連携の強化を行うことなど、地域の子育て支援機能の強化を図ることとしており、関係部局等と連携のもと積極的な取組をお願いしたい。

地方公共団体における少子化対策への取組について

少子化対策推進基本方針においては、「地方公共団体においては、本基本方針の策定趣旨、内容を踏まえ、少子化対策の計画的な推進を図るなど、地域の特性に応じた施策を推進するものとする」としている。都道府県、指定都市及び中核市が実施主体となる事業について、新エンゼルプランに沿った積極的な取組をお願いするとともに、各都道府県におかれては、管内の市町村に対して、少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランの趣旨を周知し、新エンゼルプランに沿った事業の実施を促すとともに、その事業の実施のための必要な支援をお願いしたい。

また、地方公共団体において、少子化対策を推進する上で計画的な取組みが重要であるため、教育、住宅等の関連分野を含めた施策の推進について、都道府県、市町村の各段階において、関係部局・関係機関とも連携し、地方版エンゼルプランの策定・見直しを含めた積極的な取組をお願いしたい。

また、その際、幅広い住民の計画策定への参加、地方版エンゼルプランの新エンゼルプランと同様の数値目標の設定などにも留意されたい。

(2) 少子化対策への取組について

少子化への対応を推進する国民会議等について

少子化への対応の推進に当たっては、政府の施策のみならず、社会全体の取組みとして国民的理解と広がりをもって子育て家庭を支援することが求められている。

このため、内閣総理大臣の主宰の下で各界関係者が参加する「少子化への対応を推進する国民会議」の開催に協力するとともに、国民会議の活動を含め、少子化への対応に関し、広く国民に向けた情報発信を行うこととしている。

具体的には、平成13年度において子育て支援基金を活用して実施される「少子化への取組についての全国キャンペーン」(中央・地方フォーラムの開催等)を支援するほか、職場や地域における取組をテーマに「少子化時代の企業の在り方を考えるシンポジウム(仮称)」を開催することとしている。

少子化への対応については、地方公共団体においても、広く国民に向けた情報提供や広報・啓発活動など引き続き取り組むことが重要であることから、NPOなど民間団体の取組に対する支援も含め、都道府県内における取組が一層図られるよう特段の配慮をお願いしたい。

少子化対策臨時特例交付金について

本交付金については、平成11年度補正予算において約2千億円を予算計上し、全都道府県・市町村に対し、予算総額全額の執行がなされたところである。交付金のうち、平成11年度に各自治体で執行されなかった分については、平成12年度及び13年度において市町村が設置した基金事業として、1,060億円の事業実施が予定されている。

基金を設置した市町村については、事業の実施に際して、平成13年度末までに当該基金から所要経費を取り崩して支出することとなる。また、当該年度末までに基金を解散し、この時点において基金に残余財産が生じたときは、国庫に納付しなければならないとされていることから、本交付金の趣旨を十分踏まえ、地域における少子化対策に資する事業への最大限の活用を図られたい。

また、都道府県におかれては、管内の市町村に対し、本交付金の適正な実施及び早期執行について周知方よろしくをお願いしたい。

少子化対策資料集等について

先般、全国の都道府県及び市町村における少子化への取組事例をご報告いただいたところであるが、これを基に、国の施策や国民会議参加団体の地方組織の取組事例をまとめた「少子化対策資料集」を作成し、3月末に都道府県及び市町村の担当課宛に送付することとしているので、今後の少子化対策の推進のために活用されたい。

また、平成13年度についても、地方における先進的な取組を引き続き情報発信していく予定であるので、新規事業の実施、地方版エンゼルプランの見直し及び少子化に関する検討会の設置などの動きについて情報提供をお願いしたい。

3. 児童相談所の充実について

(1) 児童福祉司の地方交付税措置について

平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、児童虐待相談の受付が一層増加しているところであるが、平成13年度の地方交付税法改正法案においては、児童虐待への対応の中心となる児童福祉司に関して、地方交付税の積算基礎人員が増員されるとともに、児童相談所における児童虐待対策に必要な諸経費についても積算基礎に見込まれることとなったのでご留意の上、児童福祉司の増員等の児童虐待対策の推進をお願いしたい。

児童相談所費	(12年度)	(13年度)
給与費		
職員 A	20人	同左
児童福祉司(職員 A)	17人	19人
職員 B	4人	同左
需用費等		
	9,847千円	17,540千円

〔*標準団体(人口170万人)当たり〕

(2) 児童福祉司の任用資格認定通信教育について

平成13年度、児童福祉法第11条第1項1号に規定する厚生労働大臣の指定する講習会の課程を通信制により開設し、児童福祉司の人材養成を行うこととしているので、児童福祉司を希望する職員の受講についてご配慮をお願いする。

なお、本講習については、職員の専門性向上の観点から現任の児童福祉司についても積極的な活用をお願いする。

募集要領等については、通信教育を実施する全国社会福祉協議会中央福祉学院より、社会福祉研修を担当する部局に送付しているのでご了願したい。

(3) 保護者へのカウンセリングの充実について

平成13年度、児童相談所において、児童虐待をする保護者への指導を効果的に行うため精神科医等の助言・指導を得て行うカウンセリング強化事業(仮称)を実施することとしたので、下記に留意の上、事業実

施に向けた準備方願いする。

なお、この事業は、「家庭支援体制緊急整備促進事業」の一事業として実施することとしている。

補助額 700千円（児童相談所1か所につき）

補助率 1/2

実施か所数 114か所

（中央児童相談所及び児童虐待相談件数が多い児童相談所を予定）
実施上のポイント

カウンセリング強化事業（仮称）

1 趣旨

児童虐待に対する児童相談所の対応は、児童の保護を最優先に取り組んできたところであるが、児童の最善の利益を図るためには、家族の再統合を目差した積極的な指導が求められている。

児童虐待を行う保護者は、自身の被虐待体験等による心の問題を抱えている場合もあるとも言われていることから、児童福祉司、心理判定員等による指導に加え、精神科等の医師（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、保護者の指導を行うものであり、もって、児童の福祉の向上に資するものである。

2 事業内容

（1） 本事業は、児童虐待問題に関して知見を有する精神科医等と嘱託等の契約関係を締結し実施するものである。

なお、契約の内容については地域の実情を踏まえて締結して差し支えない。

（2） 精神科医等の役割は、以下の通りとする。

ア 児童虐待の相談を受理した際に行う医学的診断において、必要に応じて診断を行うものとする。

イ 処遇会議において、必要に応じ保護者に関する処遇方針について医学的診断に基づき、助言を行うものとする。

ウ 処遇会議において保護者に対する心理療法が必要であると決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに必要に応じ面接を行うものとする。

（3） 留意事項

ア 本事業を円滑に実施するには、児童、保護者の状態の変化に即し

た対応が必要である。そのためには、担当する精神科医等との情報交換を密にし、情報の共有化を図り、効果的な対応の確保に努めること。

イ 本事業を実施するに際し、個人情報の保護には十分留意すること。

(4) 一時保護所事務費の支弁方法について

一時保護所の事務費については、これまで事務費単価に職員数を乗じて支弁してきたところであるが、平成13年度にその方式を変更することを検討しているのでご留意願いたい。具体的な取扱いについては、おって連絡させていただきたい。

(5) 一時保護所への心理職員の配置について

平成13年度、一時保護所に心理職員を配置し、児童の行動観察、心理療法等を行い、虐待を受けた児童の適切な保護に資することとしたので、下記に留意の上、事業実施に向けた準備方願います。

補助額	1,683千円(10月実施)
補助率	1/2
実施か所数	59か所
実施上のポイント	

一時保護児童処遇促進事業(仮称)

1 目的

本事業は、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)が平成12年11月20日に施行されたことに鑑み、一時保護所に心理職員を配置し、児童の行動観察、心理療法等を行い虐待を受けた児童の適切な保護に資するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。

3 事業の内容

(1) 心理職員の配置

中央児童相談所に付設する一時保護所に心理職員を配置し、下記の業務を行う。なお、地域の実情により配置する一時保護所は変更できるものである。

(2) 心理職員の業務

生活場面での面接

行動観察

心理療法

その他必要な事項

(3) 心理職員の資格

心理職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者とする。

4 留意事項

(1) 児童相談所において児童虐待相談が一層増加することが予想されるので、一時保護所へ専任の心理職員を配置し、一時保護児童への心理的ケアを充実するものであること。

(2) 一時保護期間において、行動観察、心理療法を効果的に実施するためには、特定場面に限定して対応するだけでなく、生活場면을積極的に活用するものであること。

(3) 当該心理職員は、中央児童相談所に付設する一時保護所に配置するものであるが、必要に応じ他の一時保護所の児童に対しても指導に当たること。

(6) 一時保護所の施設整備費補助基準面積の改善について

平成13年度、一時保護児童の生活の質の向上に資するため一時保護所の施設整備費補助基準面積を9.9㎡から18.4㎡に改善することとしているので、一時保護所の積極的な改善をお願いする。

4. 児童福祉施設の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設の整備について

平成13年度予算(案)の状況について

ア 社会福祉施設等施設整備費

施設整備費については、平成12年度補正予算において802億円、さらに平成13年度予算(案)として1,366億円、合わせて2,168億円を予算計上し、特別養護老人ホーム等の介護関連施設、多機能保育所、障害者プラン等にかかる施設整備の着実な推進を図ることとしている。

【雇用均等・児童家庭局関係の具体的な内容】

- (ア) 多機能保育所整備分として、従来からの整備量に加えて72億6,800万円を計上し、新エンゼルプラン(平成12年度～平成16年度)を踏まえて老朽化している保育所の改築、地域の需要に応じた保育所の多機能化を図るための整備や都市部における保育所の分園等の整備を推進する。
- (イ) 老朽民間社会福祉施設緊急改築整備については、平成13年度以降も引き続き5年計画により整備の促進を図ることとし、38億9,400万円を計上し、災害に強く、快適な居住空間を備えた施設への改築整備を推進する。
- (ウ) 一般整備分として、100億4,300万円を計上し、上記以外のその他の施設整備についても所要の整備量を確保する。

イ 平成13年度における改定事項

(ア) 児童養護施設等の心理療法室の整備

児童養護施設においては、従来から不登校児童のみならず虐待を受けた児童の心のケアも行っており、これを明確化するため、現行の対象児童を名称とした不登校児童等治療室を心理療法室に名称変更して整備を行う。

併せて、情緒障害児短期治療施設の不登校児等治療室の名称も上記と同様に心理療法室に変更する。

(イ) 児童養護施設及び乳児院の親子生活訓練室の整備

虐待等により児童養護施設や乳児院に入所した児童に対しては、施設において心のケアが行われ、保護者等に対しては児童相談所による在宅指導が行われることとなるが、再び保護者等と子が一緒に暮らせるようにするためのステップとして、家庭復帰後の良好な親子

関係を構築するための「親子生活訓練室」の整備を行う。

一施設当たり 29.8 m²を加算

(ウ) 一時保護所(児童相談所)の補助基準面積の拡大

虐待を受けた児童の受入の増加による居室、遊戯室、学習室及び保護者の面談室の整備を行うための補助基準面積の改善を行う。

9.9 m²

18.4 m²

(エ) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長及び対象区域の拡大

平成13年度以降も計画の延長を行うとともに、危険区域の見直しを行い、より一層の整備の促進を図る。

第5次計画の策定(平成13年度～17年度)

危険区域の見直し

土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定している区域

社会福祉・医療事業団における無利子融資の延長

ウ 社会福祉施設等設備整備費

設備整備費については、平成12年度補正予算において1億円、さらに平成13年度予算(案)として101億円、合わせて102億円を予算計上し、施設整備量に対応した必要な額を確保したところである。

平成13年度の整備方針等について

ア 基本的整備方針

児童福祉施設の整備については、各都道府県等における老朽施設の実態や近年の入所児童の動向など施設全体の状況を踏まえ、計画的な整備が図られるよう配慮されたい。

平成13年度においては、次の事項を基本として整備を図ることとしているが、限られた財源を効率的かつ有効に活用する見地から、施設整備の事業内容を十分吟味した上で、必要な整備を行うこととしている。

(ア) 保育所の整備については、低年齢児を中心とする待機児童の解消を第一に考慮し、待機児童解消を図るための創設、増築や低年齢児の受入れ拡大を図るための乳児室・ほふく室等の整備や内部改修工事、余裕教室等を活用した改築整備の促進、都市部における保育所分園の整備の促進を図るとともに、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」(新エンゼルプラン)を踏まえて、老朽化している保育所の改築に併せて、地域における子育て支援のための子育て支援相談室等の整備、一時保育事業のための保育室等の整備、乳幼児健康支援一時預かり事業のための保育室等の整備など、地域の実情に応じつつ

創意工夫を重ねて、積極的かつ効果的な整備を推進する。

- (イ) 児童養護施設の被虐待児童受入れのための体制整備や大部屋解消等のための整備のほか、子育て支援短期利用事業等地域のニーズに合った事業を積極的に実施する整備や既存の社会資源を有効活用するため、公立学校の余裕教室等の子育て支援のための拠点施設等への転用整備を推進する。
- (ウ) 施設入所児童等の安全性を確保するとともに、居住環境、保健衛生等処遇の一層の向上を図る観点から、老朽施設の改築、大規模修繕等の整備を推進する。

なお、この場合、建設後の経過年数及び老朽度を重視するとともに、火災、地震等の防災対策にも十分配慮する。

イ 平成13年度施設整備費の国庫補助協議について

社会福祉施設整備費の国庫補助協議については、既に通知しているところであるが、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援発第2618号、老発第794号、児発第908号）」、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成9年3月28日社援企第68号）」等を踏まえ、協議対象施設の選定をしていただいているところであり、引き続き法人審査について万全を期されたい。

ウ その他の留意事項

(ア) 補助金の富裕団体の調整について

富裕団体向けの補助金等の調整については、平成13年度においても、引き続き補助金等の整理合理化の一環として富裕団体に対して調整措置を講ずることとしているので了知願いたい。

(イ) 鉄骨造等の国庫補助基準単価の適用について

建物が従来の鉄筋コンクリート、ブロック、木造に該当しない構造における国庫補助基準単価の適用については、平成13年度事業より次のように取り扱うこととするので了知願いたい。

ア) 鉄骨鉄筋コンクリート造については「鉄筋」単価を適用する。

イ) 鉄骨構造、その他の構造の場合で、強度・耐久性が鉄筋コンクリート造と同等の工法である場合は、「鉄筋」単価を用い、その他は「ブロック」単価を用いる。

なお、「鉄筋」単価を用いる場合は、強度・耐久性が鉄筋コンクリート造と同等である旨を証明する書類（都道府県市の建築課または一級建築士等による証明）を添付すること。

社会福祉施設整備業務の再点検等について

平成9年3月31日に取りまとめた「施設整備事業等の再点検のための調査委員会報告書」で明らかにしたとおり、各都道府県市が行う契約手続に準拠、一括下請負の禁止などを補助金の交付の条件とすること等建設工事の適正化、補助金交付対象施設の明確化等の措置を講じ周知徹底を図っているところである。

各都道府県市におかれては、施設整備業務のさらなる再点検、都道府県部課長会議等での指導の徹底や未然防止策の検討など再発防止対策に万全を期されたい。

また、施設整備等を行う社会福祉法人がその施設の建設工事請負業者等から多額の寄付を受けることについては、いわゆる水増し契約をして請負業者等からリベートを受けたとの疑惑をもたれる恐れがある。

建設費の相当部分が公費や社会福祉・医療事業団からの公的融資により賄われている事業であることに鑑み、社会通念に照らし、疑惑をもたれる恐れがある寄付金等に関して、今後、以下の基本的な考え方にに基づき、必要な通知の改正を予定しているのでご了解願いたい。

寄付金等の取扱いについての基本的な考え方

1. 補助事業を行う社会福祉法人は、当該事業に関わる建設工事請負業者又は備品納入業者から寄付金を受領する行為（ただし、共同募金会に対してなされた寄付金を除く。）及び実質的に当該法人が寄付金を受領したものとみなされる行為をしてはならない。（これを補助金の交付の条件とする。）

建設工事請負業者又は備品納入業者

- ・当該事業に関して、当該法人と請負契約等を締結した業者及びその下請業者
- ・上記業者の役員（個人）

寄付金

- ・現金及び有価証券全般（用途を当該事業に指定していないものも含む。）
 - ・現物（社会常識を超えない程度のもを除く。）
- 実質的に当該法人が寄付金を受領したものとみなされる行為
- ・当該法人へ寄付を行う者が請負業者等から金銭を受領すること。
 - ・上記以外の場合で、法人の理事、監事、評議員及び職員が請負業者等から金銭を受領すること。

2. 仮に、1の条件に違反していた事実が判明した場合は、その金額を総事業費から差し引き、補助金の再算定を行った結果、過大に補助金を受給していた場合は、交付決定の一部を取り消し、過大受給した補助金の返還を求めることとする。

さらに、不正受給の事実が発覚した場合には、補助金を返還させることはもとより、不正に関与していた者についての告発を行うなど、厳正な対処をお願いします。

木材利用の推進について

「社会福祉施設等における木材利用の推進について（平成9年3月6日社援施第37号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」により、木材の積極的な活用についてご配慮をお願いしているところであり、また林野庁から「公共施設等における木材の利用促進について（平成10年1月14日9-10林野庁木材流通課長通知）」により、木材の利用の一層の協力依頼があるところである。

木材・木製品の積極的な利用については、児童や高齢者等にとって精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや林業・木材産業や山村地域の活性化、環境問題への対応や森林整備を通じた国土保全の観点からも重要であると考えており、社会福祉施設の整備に当たっては、内装等への木材の利用や木製品の利用など積極的な活用にご配慮頂くと共に、貴管内の市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用促進の周知方よろしくご配慮願いたい。

社会福祉施設等におけるPCB使用安定器の事故に関する対策について業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器については昭和47年に製造が中止されているが、現在でも一部の施設において使用が続けられている実態がある。

こうした状況の中、先般、八王子市等の小学校で耐用年数が過ぎた蛍光灯用のPCB使用安定器が破裂し、PCB絶縁油が小学生の身体に付着するという事件が発生した。

こうした事件は、国民の健康を保持する上で見過ごすことのできない事態であることから政府一体となって対策に取り組む旨閣議了解されたところである。

については、貴管内の社会福祉施設等においても、PCB使用安定器の安全対策について周知徹底を図るとともに、使用・保管実態の調査についてご協力方お願いしたい。

(2) 児童福祉施設の運営について

適正な運営管理の推進について

児童福祉施設の運営費の運用及び指導については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により児童福祉施設に対する国民の信頼を著しく損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、指導監査担当課等との連携を図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

感染症予防対策について

児童福祉施設における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

特に、インフルエンザの対応については、毎年冬季に流行を繰り返し、患者数の多さや、症状の重篤性から国民の健康に対して大きな影響を与えている感染症であり、さらに、近年は、乳幼児における脳炎・脳症の問題等が指摘されているところであり、児童福祉施設においても十分な注意が必要とされているところである。

については、「社会福祉施設における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成12年11月10日社援施第46号）、「社会福祉施設等における結核感染の予防について」（平成11年10月15日社援施第40号）、「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」（平成11年11月26日社援施第47号）等を踏まえ、貴管内の児童福祉施設に対して適切な指導をお願いしたい。

(3) 児童福祉施設の防災対策について

児童福祉施設の防災対策の取組について

児童福祉施設の防災対策については、入所児童等の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、貴管内の児童福祉施設に対し指導を願っているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備の整備及び夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的、効果的な防災対策に万全を期すよう貴管内の児童福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

施設整備費においても、入所児童等の防災対策、処遇改善の観点から、防災対策に配慮した整備を優先的に採択することとしている。また、措置費・保育所運営費においても、地域住民との連携による合同避難訓練や

避難用具の整備等を行う総合防災対策強化事業を施設機能強化推進費のメニュー事業として算入しているところであり、これらの制度の活用を図り、児童福祉施設の防災対策の充実をお願いしたい。

特に地すべり防止区域等災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等に所在している児童福祉施設については、「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について（平成11年1月29日社援第212号）」をもって、関係省庁と連携して、児童福祉施設等の立地状況を踏まえた総合的な土砂対策を講じるよう通知しているところであるが、各都道府県市におかれても、次の事項に留意しつつ、適切な措置をとるようお願いしたい。

ア 関係部局との連絡体制の緊密化

施設の防災対策の整備のためには、土砂災害に関する知識の向上、土砂災害危険か所等、避難場所、警戒避難基準等の情報提供等、総合的な支援体制が必要である。そのため、管理者に対して、防災対策に関して総合的な指導がされるよう、各都道府県等において、関連部局との連携・連絡体制を緊密にされるようお願いしたい。

イ 地域住民等も交えた避難訓練の実施

施設における避難訓練については、従前から各施設の設備及び運営に関する基準等において、定期的に行うこととするとともに、指導監査においても重要な項目として指導をお願いしているところである。

施設における防災対策としては、地域消防機関、自主防災組織、地域住民等との連絡・連携体制を確立することが重要であり、避難訓練の実施に当たっては、地域消防機関、自主防災組織、地域住民等が参加したものを実施するよう、施設に対して一層の周知徹底をお願いしたい。

被災施設の早期復旧について

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について」（平成7年3月30日社援施第76号社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、災害発生後速やかに、雇用均等・児童家庭局所管施設については、雇用均等・児童家庭局総務課に報告をお願いするとともに、災害復旧事業の早期整備を図り、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底をお願いしたい。

防災拠点型地域交流スペースの整備について

災害時における児童・高齢者等の要援護者は、体育館等を活用して設置

される通常の避難所では生活スペースを確保することや福祉サービスの提供を受けることが、極めて困難になることが多い。

このため、平成12年度補正予算において、これら要援護者に対する処遇を確保するため、従来の地域交流スペースの整備に併せて、被災要援護者の受け入れが可能となる設備等を備えたスペースを一体的に整備するものを対象とし、施設整備では35,000千円、設備整備では3,900千円を定額で補助することとしたので、防災関係部局とも連携を図り、計画的な整備を図られたい。

5 . 平成 1 3 年度児童福祉行政指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るための技術的助言の一環として、平成 1 2 年 4 月 2 5 日児発第 4 7 1 号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」をお示ししたところであるので、引き続きこれを参考の上、適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。

(1) 社会福祉法人の運営の適正化について

これまで国が行ってきた指導監査の結果等から、社会福祉法人の運営状況については、理事会の開催及び監事監査が形骸化され、形式的となっている事例が多く見受けられた。

社会福祉法人に対する規制緩和が行われ、その主体性の向上が図られていく中で、社会福祉法人のもつ公共性・公益性に鑑みて、社会福祉法人の役員の責務の重要性についてさらに指導の強化を図る必要がある。

については、指導監査部門と事業主管部門とが常に十分な連携を図りつつ、社会福祉法人及びその運営する施設の実態の的確な把握及び情報の共有化を図り、これら法人・施設の実情を踏まえた指導監督が一体的・効率的に行われるようお願いしたい。

なお、問題を有する法人に対しては、問題発生の原因や経緯を把握し、解決に向けた具体的方針等を作成し、継続的に指導されるようお願いしたい。

(2) 児童福祉施設の運営の適正化について

児童福祉施設の指導監査に当たっては、

職員処遇及び非常災害・危険防止等の運営管理に関する事項、
処遇計画の作成・検討、入所児童等の意見表明の機会の確保・懲戒権濫用の禁止、給食の状況及び健康管理等の入所者処遇に関する事項、
経理規程の遵守及び予算決算の適正な執行等の財務管理に関する事項、
等に配慮し、施設全般にわたって指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益に配慮し、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか等人権に配慮した適切な運営が行われるよう指導をお願いする。特に体罰等の懲戒権の濫用については、児童養護施設等における体罰の事例もあり、社会問題化しているところであるから、その未然防止に向けて特に厳正な指導監査を行われるようお願いしたい。

なお、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても

留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

(3) 保育所入所事務の適正な実施について

保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているが、一部市町村において情報の内容が不十分な面が見られるところである。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

また、都市部を中心に待機児童（特に低年齢児）が生じている状況であり、定員に余裕のある保育所での受入れ、または入所の円滑化措置を活用するなど、待機児童の解消に向けたきめ細かな施策の実施について指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組みはもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

(4) 措置費等関係事務の適正な実施について

児童入所措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に、保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、保護者から必要な書類を求める等により、課税状況の的確な把握に努めるとともに、税務関係機関との連携強化により、適正な事務が確保されるよう指導をお願いしたい。

(5) 認可外保育施設の指導監督について

認可外保育施設に対する指導監督については、平成13年4月から、より効果的に指導監督を行うための「認可外保育施設指導監督の指針及び指導監督基準」を施行することとしており、近日中に通知の発出を予定している。

本通知に基づき、児童の処遇、安全や衛生の確保を期するために、設備面のみならず、処遇面についても引き続き点検指導をお願いしたい。

(6) 国における指導体制及び都道府県等に対する実地指導等について

国における指導体制について

従来、旧児童家庭局企画課監査指導室で実施してきた児童福祉行政関係

の指導監査については、本年 1 月 6 日発足した地方厚生局において行うこととしている。

本省と地方厚生局の業務分担については、追って詳細をお示しすることとしているが、基本的な考え方は以下のとおりである。

【地方厚生局が行う事務】

ア 児童入所施設措置費及び保育所運営費（以下「措置費等」という。）の監査に関すること。（厚生労働省組織規則第 7 1 7 条第 1 項第 1 号関係）

措置費等に係る市町村に対する立入検査については、都道府県の法定受託事務とされているが、「補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるとき」に都道府県が立入検査等を行う際に、国も自ら当該事務を行うことができるものとされており、この場合、地方厚生局が立入検査等を実施する。

イ 緊急時における児童福祉施設等に対する検査及び調査に関すること。（同組織規則第 7 1 7 条第 1 項第 2 号関係）

児童の利益を保護する緊急の必要があると認める場合に限り、児童福祉施設及び無認可児童福祉施設等に対して、都道府県と連携の下、地方厚生局が立入検査等を実施する。

ウ 社会福祉法人に係る指導監督に関すること。（同組織規則第 7 1 7 条第 1 項第 3 号関係）

都道府県等に対する実地指導について

児童福祉行政の円滑な実施を確保し、事務処理の適正化を図る観点から、都道府県等が行う児童福祉施設等の指導監査事務や市町村の入所措置等に対する指導事務について、地方自治法第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言の実施（実地指導）を行う方向で調整しているところであり、具体的内容が決まり次第、お知らせすることとするので、実施に当たっては、ご協力をお願いしたい。

都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

平成 1 2 年度の指導監査の結果報告については、提出していただく方向で検討しており、報告内容等決まり次第、お知らせすることとするので、ご協力をお願いしたい。

(資料7) 平成13年度児童福祉関係主要会議等予定表

月別	行 事 名	開 催 予 定 日	開 催 日 数	開 催 場 所	所 管 課
4月	第33回愛育班員全国大会	18日	1日	東京都	母子保健課
	全国児童厚生員野外活動研修会(春季)	25日～27日	3日	新潟県	育成環境課
5月	児童福祉文化賞表彰式・発表会	11日	1日	東京都	育成環境課
	全国児童自立支援施設長研修	24日～25日	2日	岐阜県	家庭福祉課
	北海道・東北ブロック児童厚生員研修会	29日～6月1日	4日	仙台市	育成環境課
	全国婦人保護大会	未定	2日	東京都	家庭福祉課
6月	全国児童自立支援施設新任児童自立専門員研修	4日～29日	26日	埼玉県	家庭福祉課
	第213回母子保健関係者講習会	5日～8日	4日	東京都	母子保健課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議	6日～7日	2日	厚生労働省	家庭福祉課
	全国乳児院協議会	18日～20日	3日	石川県	家庭福祉課
	関東・甲信越ブロック児童厚生員等研修会	19日～22日	4日	埼玉県	育成環境課
	第214回母子保健関係者講習会	20日～22日	3日	東京都	母子保健課
	第23回全国母子生活支援施設職員研修会	20日～22日	3日	神奈川県	家庭福祉課
	地域組織活動指導者(母親クラブ)全国大会	21日～22日	2日	静岡市	育成環境課
	遺伝相談(医師)再教育研修会	23日～24日	2日	東京都	母子保健課
	乳児保育担当者研修会	26日～29日	4日	千葉県	保育課
	全国児童自立支援施設新任施設長研修	27日～29日	3日	埼玉県	家庭福祉課
	全国児童相談所長会議	下旬	1日	東京都	総務課
	全国児童扶養手当支給事務打合せ	未定	2日	厚生労働省	家庭福祉課
児童養護専門職講座(前期)	未定	4日	東京都	家庭福祉課	
7月	全国児童厚生員野外活動研修会(夏季)	4日～6日	3日	愛媛県	育成環境課
	先天性代謝異常症検査技術者研修会	5日～6日	2日	東京都	母子保健課
	全国児童自立支援施設課長研修	11日～13日	3日	埼玉県	家庭福祉課
	第27回遺伝相談セミナー(初級コース)	12日～15日	4日	東京都	母子保健課
	全国情緒障害児短期治療施設職員研修会	25日～27日	3日	京都市	家庭福祉課
	第29回遺伝相談(医師)カウンセラー基礎講座研修会	25日～29日	5日	東京都	母子保健課
	中国・四国・九州ブロック母親クラブ指導者研修会	26日～27日	2日	北九州市	育成環境課
	第39回思春期保健セミナー(コース1)	27日～29日	3日	岡山県	母子保健課
	関東地区主任保育士(初任者指導保育士)研修会	31日～8月3日	4日	東京都	保育課
	母子保健体操普及講習会(東ブロック)	下旬	2日	長野県	母子保健課
8月	第3回遺伝相談(医師)カウンセラー実践講座研修	1日～5日	5日	東京都	母子保健課
	全国児童自立支援施設学科指導関係職員研修	8日～10日	3日	埼玉県	家庭福祉課
	第40回思春期保健セミナー(コース)	17日～19日	3日	東京都	母子保健課
	第52回全日本少年野球大会	21日～23日	3日	熊本県	家庭福祉課
	周産期医療研修(医師コース)	27日～9月1日	6日	東京都	母子保健課
	児童環境調査全国担当者会議	下旬	1日	東京都	総務課
9月	近畿・中国・四国地区主任保育士(初任者指導者保育士)研修会及び保育所保育指針講習会	4日～7日	4日	大阪市	保育課
	中国・四国・九州ブロック児童厚生員等研修会	4日～7日	4日	徳島市	育成環境課
	北海道・東北・関東ブロック母親クラブ指導者研修会	6日～7日	2日	栃木県	育成環境課
	全国母子寡婦指導者研修大会	9日	1日	歌山県	母子保健課
	全国児童自立支援施設中堅研修会	10日～14日	5日	埼玉県	家庭福祉課
	第31回思春期保健セミナー(コース)	14日～16日	3日	東京都	母子保健課
	北海道・東北地区主任保育士(初任者指導保育士)研修会及び保育所保育指針講習会	18日～21日	4日	秋田県	保育課
	全国児童館長研修会	20日～21日	2日	山口県	育成環境課
	平成13年度母子保健家族計画全国大会	19日～21日	3日	山口県	母子保健課
	全国保育士養成セミナー	26日～27日	2日	北海道	保育課
	乳幼児の事故防止セミナー	29日～30日	2日	東京都	母子保健課
	全国児童相談所職員研修会(心理判定員の部)	中旬	3日	東京都	総務課
	全国児童相談所職員研修会(一時保護所の部)	下旬	3日	東京都	総務課

月別	行 事 名	開 催 予 定 日	開催 日数	開催場所	所 管 課
10月	母子保健強調月間	1日～31日	1ヶ月	全 国	母子保健課
	東海・近畿・北陸ブロック児童厚生研修会	2日～5日	4日	大 阪 市	育成環境課
	全国乳児院研修会	3日～5日	3日	静 岡 県	家庭福祉課
	第47回全国里親大会	6日	1日	北 海 道	家庭福祉課
	全国児童自立支援施設職員研修会	10日～12日	3日	栃 木 県	家庭福祉課
	全国児童自立支援施設児童自立支援専門員研修	15日～19日	5日	埼 玉 県	家庭福祉課
	全国児童自立支援施設職員研修（児童自立支援専門員）	16日～20日	5日	埼 玉 県	家庭福祉課
	全国児童厚生員野外活動研修会（秋季）	17日～19日	3日	横 浜 市	育成環境課
	全国保育研究大会	17日～19日	3日	島 根 県	保 育 課
	全国民生委員児童委員大会	18日～19日	2日	福 井 県	育成環境課
	第1ブロック児童福祉施設給食関係者研修会	18日～19日	2日	埼 玉 県	母子保健課
	第21回中高年女性保健セミナー（コース）	19日～21日	3日	東 京 都	母子保健課
	東日本ブロック中堅児童厚生員研修会	23日～26日	4日	仙 台 市	育成環境課
	第4ブロック児童福祉施設給食関係者研修会	25日～26日	2日	大 分 県	母子保健課
	第45回全国母子生活支援施設研究大会	24日～26日	3日	宮 崎 市	家庭福祉課
第32回思春期保健セミナー（コース）	26日～28日	3日	東 京 都	母子保健課	
少子化時代の企業の在り方を考えるシンポジウム（仮称）	未定	1日	未定	職業家庭 両立課	
11月	第2ブロック児童福祉施設給食関係者研修会	1日～2日	2日	愛 知 県	母子保健課
	全国児童自立支援施設児童生活支援員研修会	5日～9日	5日	埼 玉 県	家庭福祉課
	周産期医療研修会（看護Aコース）	5日～14日	10日	東 京 都	母子保健課
	中部・近畿ブロック母親クラブ指導者研修会	6日～9日	2日	新 潟 市	育成環境課
	西日本ブロック中堅児童厚生員研修会	6日～9日	4日	岡 山 県	育成環境課
	第3ブロック児童福祉施設給食関係者研修会	8日～9日	2日	広 島 県	母子保健課
	全国児童自立支援施設職員研修会（児童生活支援員）	9日～10日	4日	埼 玉 県	家庭福祉課
	北信越・東海地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会 及び保育所保育指針講習会	9日～12日	1日	長 野 市	保 育 課
	第55回全国児童養護施設長研究協議会	12日～14日	3日	横 浜 市	家庭福祉課
	東日本児童養護施設職員研修会	19日～21日	3日	福 井 県	家庭福祉課
	西日本児童養護施設職員研修会	28日～30日	3日	大 阪 市	家庭福祉課
	全国保育士会研究大会	29日～12月1日	3日	滋 賀 県	保 育 課
	全国児童相談所心理判定セミナー	上 旬	5日	千 葉 市	総 務 課
	家庭相談員全国研修	下 旬	3日	神 奈 川 県	総 務 課
全国へき地保育所保育士研修会	未定	4日	東 京 都	保 育 課	
全国婦人相談所及び婦人保護主管係長研究協議会	未定	2日	栃 木 県	家庭福祉課	
12月	地域子育て支援センター担当者研修会（第2回）	4日～7日	4日	東 京 都	保 育 課
	周産期医療研修会（看護Bコース）	4日～8日	5日	東 京 都	母子保健課
	第3回遺伝相談セミナー（上級コース）	5日～8日	4日	東 京 都	母子保健課
	第40回思春期保健セミナー（コース）	7日～9日	3日	香 川 県	母子保健課
	地域子育て支援センター担当者研修会（第3回）	11日～14日	4日	東 京 都	保 育 課
	周産期医療研修会（看護Bコース）	11日～15日	5日	東 京 都	母子保健課
1月	遺伝相談（医師）再教育研修会	5日～6日	2日	東 京 都	母子保健課
	第41回思春期保健セミナー（コース）	11日～13日	3日	千 葉 県	母子保健課
	児童相談所職員研修（第1グループ）	16日～18日	3日	埼 玉 県	総 務 課
	全国児童厚生員指導者養成研修会	21日～25日	5日	東 京 都	育成環境課
	九州地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会 及び保育所保育指針講習会	22日～25日	4日	鹿 児 島 市	保 育 課
	児童相談所職員研修（第2グループ）	30日～2/1	3日	埼 玉 県	総 務 課
	全国民生・衛生主管部（局）長会議	未定	1日	厚生労働省	官房総務課
	全国保育士研修会	未定	3日	未定	保 育 課
児童養護施設専門職講座（後期）	未定	4日	神 奈 川 県	家庭福祉課	

月別	行 事 名	開 催 予 定 日	開 催 日 数	開 催 場 所	所 管 課
2月	第6回中高年女性保健セミナー(コース)	1日～3日	3日	東京都	母子保健課
	第215回母子保健関係者講習会	5日～8日	4日	東京都	母子保健課
	全国児童厚生員野外活動研修会(冬季)	6日～8日	3日	北海道	育成環境課
	保育所長ゼミナール	6日～8日	3日	千葉県	保育課
	児童虐待対応関係機関職員研修	13日～15日	3日	埼玉県	家庭福祉課
	全国母子保健主管課長会議	13日～16日	3日	佐賀県	母子保健課
	母子保健専門指導員研修会	18日～3月8日	19日	東京都	母子保健課
	障害児保育担当者研修会	上旬	1日	埼玉県	保育課
	全国母子保健主管課長会議	下旬	1日	東京都	母子保健課
	母と子の心の健康づくり中央研修会	未定	2日	東京都	母子保健課
	第5回不妊相談セミナー	未定	2日	東京都	母子保健課
	全国保育所長研修会	未定	3日	未定	保育課
	3月	全国家庭福祉施策担当係長会議	中旬	1日	厚生労働省
全国保育課関係事務担当者会議		中旬	1日	厚生労働省	保育課
第17回リプロ・ヘルス事業研究会		未定	1日	東京都	母子保健課
全国児童福祉主管課長会議		未定	1日	厚生労働省	総務課
未定	母子保健体操普及講習会(東ブロック)	未定	2日	富山県	母子保健課
	母子保健体操普及講習会(西ブロック)	未定	2日	未定	母子保健課
	第2回思春期保健セミナー(コース)	未定	3日	未定	母子保健課
	思春期の性と健康シンポジウム				母子保健課
	南関東ブロック	未定	1日	東京都	母子保健課
	北陸・甲信越ブロック	未定	1日	未定	母子保健課
	中国四国ブロック	未定	1日	未定	母子保健課
	ブロック別母子保健主管課長会議及び研修会				母子保健課
	北海道・東北ブロック	未定	2日	山形県	母子保健課
	関東・甲信越ブロック	未定	2日	新潟県	母子保健課
	東海・北陸・近畿ブロック	未定	2日	愛知県	母子保健課
中国・四国ブロック	未定	2日	広島県	母子保健課	
九州・沖縄ブロック	未定	2日	鹿児島県	母子保健課	

(家庭福祉課関係)

1 児童自立支援施策について

(1) 児童自立支援施設について

入所児童の就学について

平成 9 年に児童福祉法が改正され、施設長に就学義務が課せられたにもかかわらず、学校教育の実施状況は平成 1 2 年度現在、5 7 施設中 1 7 施設にとどまっている。平成 1 3、1 4 年度の導入予定においても、それぞれ 9 施設と低調の見込みである。(資料 1 参照) 厚生労働省としては、学校教育実施促進事業を継続して実施するとともに、文部科学省と連携を図りながら、入所児童が早期に就学できるよう努めているところであり、導入計画未定の各自治体においては、民生主管部局と教育委員会が密接に連携を取りながら、早期に就学ができるよう引き続き一層のご尽力をお願いする。

児童自立支援施設の活用

児童福祉法の改正により、入所の目的や名称の変更、対象児童の見直し等が行われたにもかかわらず、過去 5 年間の充足率は 5 0 % 以下と低調で、改正の目的が達成されていない。一方、平成 1 1 年に国立武蔵野学院が行った実態調査によれば、児童自立支援施設の入所児童の約 6 割が虐待を経験していたという結果も出ている。

児童自立支援施設においては、生活指導等を要する児童を入所させ処遇してきており、被虐待児に対しても処遇の効果が期待されることから、児童相談所等との連携のもと、児童自立支援施設の積極的な活用を願いたい。

(2) 入所児童の権利擁護の確立について

入所児童の適切な処遇の確保等については、平成 1 0 年度、児童福祉施設最低基準を改正し、施設長の懲戒に係る権限の濫用を禁止する規定を明確にし、その徹底を図ってきたところである。また、昨年改正された社会福祉法により、社会福祉事業の経営者に対して「情報の提供」「自主評価や第三者評価等による福祉サービスの質の向上のための措置等」「苦情の解決」の努力義務が課せられるとともに(同部分については平成 1 2 年 6 月施行)、児童福祉施設最低基準において全ての児童福祉施設に対して苦情解決のしくみの導入・実施等について義務化(平成 1 2 年 9 月施行)されたところである。

更に、児童虐待の防止等に関する法律(平成 1 2 年 1 1 月 2 0 日施行)により、保護者による児童虐待の禁止が徹底されているところである。

これらを踏まえて、先般、貴管内児童養護施設等の処遇に係る調査をお願い

いしたところ、懲戒に係る権限の濫用の防止のために、児童の権利擁護に関する施設内職員研修の実施や、自治会等による児童の意向を表明する機会を確保するなど、様々な工夫と努力をなされているという結果が得られた。（資料2参照）しかしながら、一方、施設の運営を巡る問題が生じている施設も見られるので、今後とも、工夫を生かして入所児童に対し健全育成と権利擁護が図られるよう、管内施設の運営指導、児童相談所による技術的支援、職員研修の充実等引き続き努力されるとともに、児童福祉施設入所児童支援事業にも積極的に取り組まれるようお願いする。

【児童福祉施設入所児童支援事業】

児童の処遇評価事業

第三者による評価委員会を設置し、委員は、児童福祉施設に赴き、入所児童やその家族、職員等から事情を聴取したうえで、各施設についての「第三者評価基準」を参考に児童の処遇を評価し、施設関係者に処遇水準の向上に向けた必要な助言・指導を行う。

子ども苦情相談事業

入所児童からの相談に応じるため、委託された公益法人等に相談窓口を設置し、評価委員会は、相談内容の報告を受けるとともに、必要に応じて施設への助言・指導を実施する。

2 児童虐待防止対策の推進について

(1) 児童虐待に対する広報・啓発について

平成12年11月に施行された児童虐待の防止等に関する法律においては、「学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない(第5条)」と規定されたところである。

このため、法律の趣旨を踏まえ迅速な対応を図る観点から、平成12年度補正予算において、児童虐待を発見しやすい立場にある者を対象に子ども虐待防止のリーフレット「相談してくれてありがとう」を1,600万部作成し、平成13年3月までに配布することにより、児童虐待の通告義務の周知と自覚を促すこととしているので、関係者への早期配布方を願います。

なお、多くの部数の配布を願うこととなるため、市町村から関係者への配布を簡便にする方法として100部単位で包装し、希望部数を送付することとしているのでご了承ください。

(2) 里親制度の促進について

児童の健全な発達においては、乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、できる限り家庭的環境の中で養育されることが大切である。特に、児童虐待など、児童を取りまく問題が深刻化、多様化する中、家庭での養育に欠ける児童を、暖かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度への期待は増々大きくなっているところである。しかしながら、現状では里親登録数、委託里子数とも年々漸減している。そのため、児童相談所や児童養護施設等と連携を図りながら、説明等を行うことにより、里親制度の普及促進や里親の開拓を図るとともに、里親制度の積極的な活用を願います。

(3) 児童養護施設等の職員配置について

被虐待児個別対応職員の配置

被虐待児については、過度な甘えや、過敏反応、他児への暴力、不眠傾向などが見られ、他児への影響が大きく集団生活に不適應な状態をきたす場合があり、集団の中ではできない個人的な受け止めの場を用意し、職員と児童との1対1の関係の中で安全感と安心感を確保し、その児童と職員との信頼感を形成していくことが重要である。

そのため、定員50人以上の児童養護施設において、例えば豊富な知識と経験を有する主任児童指導員または同等の職員1人が被虐待児個別対応職員として交代制勤務から外れ、従来行ってきた児童指導員等への助言指導、里親への紹介等に加え、入所児の個別面接や、生活場面での1対1の対応、保

護者への援助等にあたることができる環境を整え、被虐待児の処遇の充実を図ることとしたので、積極的な取組をお願いする。

心理療法担当職員の配置

児童虐待により心的外傷を受けた児童に対しては、遊戯療法や箱庭療法等の心理療法により心の傷を癒し、又、親子関係の再構築を図るために保護者へのカウンセリングや家族療法等を行うことが有効といわれている。

このため、大学で心理学を修め心理療法の技術を有する者を、児童養護施設等（児童養護施設298か所、乳児院40か所、母子生活支援施設86か所）に週5日間程度勤務する非常勤職員として配置し、児童及びその保護者の心のケアを行うこととしたので、積極的な取組をお願いする。

なお、この経費の中に積算されている訪問指導旅費については、従前の月2回から月10回と大幅な予算措置の増を図ったところであるので、児童相談所等と連携を図りながら、これまでも増して保護者への定期的な助言・援助を行い、被虐待児の処遇の一層の充実を図ることをお願いする。（囑託の精神科医についてはこれまでの月1日分で変わらず。）

（４）児童福祉施設の整備について

児童養護施設等の整備について

児童養護施設等における虐待を受けた児童への処遇体制を整えるため、下記に掲げる措置を講じることとしたので、管内市町村及び社会福祉法人等への指導をお願いする。

ア 心理療法室の整備

児童養護施設においては、従来から不登校児童のみならず虐待を受けた児童の心のケアも行っており、これを明確化するため、現行の対象児童を名称とした不登校児童等治療室を平成13年度から心理療法室に名称変更して整備を行うこととした。

併せて、情緒障害児短期治療施設の不登校児等治療室の名称も心理療法室に変更する。

イ 親子生活訓練室の整備

虐待等により児童養護施設や乳児院に入所した児童に対しては、再び保護者等と子が一緒に暮らせるようにするためのステップとして、家庭復帰後の良好な親子関係を構築するための「親子生活訓練室」を平成13年度から整備することとした。

1施設当たり 29.8㎡を加算

情緒障害児短期治療施設の整備

全国の児童相談所における虐待相談件数は、平成11年度11,631件と

急増し、それに伴い被虐待児等心理的なケアを必要とする児童も増加していることから、これら児童に対する専門的な治療施設として情緒障害児短期治療施設の整備が急務である。

平成 13 年度においては、全国で 20 か所（建設中を含む。）となる予定であるが、全県に少なくとも 1 か所は整備する必要がある。新設が困難な場合には、児童養護施設の一部転換などにより、情緒障害児短期治療施設の整備促進が図られるよう引き続き指導されたい。

児童家庭支援センターの整備

同センターは、児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したきめ細かい相談支援を行う施設として平成 10 年度に創設されたところであり、虐待や非行などの問題を抱える児童、家庭を地域において支援することが更に期待されることから、平成 13 年度予算案では、10 か所（計 50 か所）の増を図ることとしているので、特に、大都市を中心に整備が図られるよう社会福祉法人等への指導をお願いする。

児童福祉施設の改築等の推進

虐待を受けた児童の受け入れ体制を整えるため、平成 12 年度補正予算において、社会福祉法人が児童養護施設の改築等や新たに情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センターを整備する場合の社会福祉・医療事業団から借入について、社会福祉法人の負担軽減のため、特例措置を行ったところであるが、引き続き平成 15 年度末まで実施することとしたので、管内市町村及び社会福祉法人等への指導をお願いする。

特例措置の内容

- ・社会福祉法人等が、被虐待児童処遇のための児童養護施設の改築等及び情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センターを新設するための施設整備又は設備整備に係る費用を社会福祉・医療事業団から借り入れた場合について、借入金の無利子及び一定の条件に適合する場合の元本の一部を償還免除する。（老朽民間社会福祉施設整備並び）
- ・上記に係る児童養護施設及び児童家庭支援センターについて、社会福祉・医療事業団の融資率を 80% に引き上げる。

（５）虐待・思春期問題情報研修センター（仮称）の設置について

児童虐待防止等に関する法律の施行や附帯決議などを踏まえ、「虐待・思春期問題情報研修センター（仮称）」を横浜市に設置し、児童相談所等の第一線機関への情報提供や児童福祉関係職員の研修などの技術的支援を行うことにより、深刻化する児童虐待問題や思春期問題（非行・家庭内暴力等）へ

の対応を充実強化する。

なお、平成13年度においては、虐待・思春期問題情報研修センター（仮称）の整備を図るとともに、研修カリキュラムの作成や関係機関等からの情報収集を行うこととしているため、各都道府県におかれても情報収集についてご協力をお願いするとともに、関係機関への周知を併せてお願いする。

また、平成14年度以降、本格的に事業を実施することとしているので研修等への積極的な参加・利用をお願いする。

3 母子家庭等自立支援施策の充実について

(1) 就労支援対策について

先般公表した平成10年の母子世帯等調査によると、母子家庭の経済状況は依然として厳しい状況にあり、母子世帯の就業状況、平均の収入、公的制度等の利用状況、困っていることの内容等から、就労支援対策が特に重要な事項であると思われる。

厚生労働省では、母子家庭の母に対する技能講習会等の福祉対策と雇用関係機関による就業対策の連携を図ること等により、今後とも母子家庭の自立を支援することとしているが、各都道府県市におかれても、これまで以上に福祉対策と雇用施策の連携を図るよう御努力願いたい。

母子家庭の母を取り巻く雇用環境は、現在、極めて厳しい状況下にあり、訪問介護員（ホームヘルパー）等養成講習会事業の実施に当たっては、地域の求職ニーズ等を踏まえ講習科目の再評価を行うなど、より就労に結び付きやすい科目の設定に努められたい。

また、講習会修了者の雇用促進の観点から、市町村、公共職業安定所等の関係機関とも十分連携を図るなど、就労に向けたフォローアップ体制の充実を図られたい。

平成13年度予算案においては、事業の効率的実施を図るため、母子家庭等生活指導強化事業を母子家庭等自立促進対策事業に統合した。

なお、父子家庭に対する生活指導講習事業や相談事業についても、積極的に取り組まれたい。

(2) 母子寡婦福祉貸付金の有効活用について

平成13年度予算案においては、失業時における生活の安定と就労促進の観点から、生活資金の貸付条件に失業期間の貸付を設定するとともに、貸付原資の追加として49.7億円を計上しているところである。

また、修学資金等の限度額の引上げなどを行う予定である（資料7）。

貸付金については、特に修学資金等、必要な時期に的確に貸付が行なわれることが重要であるため、引き続き事務処理の迅速化に努められたい。

各都道府県・市ごとの償還状況は（資料8）のとおりであるが、償還金の本貸付金の財源となることを十分認識の上、利用者に対しても貸付制度の趣旨を理解いただきつつ、償還の促進を図るようお願いする。

(3) 母子生活支援施設について

本年4月1日より措置による入所から利用者が希望する施設を自ら選択し、都道府県等と契約する入所方式に変更されるが、情報提供も含め、手続き等が適切に行われるようお願いする。

母子家庭の有する問題は、複雑・多様化しており、特に夫等からの暴力から逃れた母子家庭の自立など、母子生活支援施設の担う役割は増大していることから、

平成13年度予算案において

- ア 虐待や暴力を受け心に深い傷を被っている母子に対し、カウンセリング等の心理療法により心の傷を癒すための心理療法担当職員の配置
- イ 被害女性の安全確保や緊急一時保護体制の充実を図る必要があることから、母子生活支援施設の夜間における警備体制を強化するための経費を新たに計上している。

なお、警備体制の強化に当たっては、警察との連携を図るよう配慮されたい。

また、「宿直制実施母子寮に対する保護単価の加算について」（昭和62年5月20日児福発第11号厚生省児童家庭局母子福祉課長通知）は廃止し、本加算費に統合することとしている。

このように、母子生活支援施設の充実強化を図っているにもかかわらず、一部施設では職員の適正配置がなされず、単なる住居としての提供にとどまり、母子家庭の自立に向けその生活を支援していくという本来の施設機能を果たしていないところも見受けられる。

都道府県・市におかれては、こうした施設に対しては、統廃合等の検討も含め適正な施設運営について厳正なる指導をお願いする。

一部、老朽化が進んだ建物などについて、劣悪な生活環境にもかかわらず、改築等の計画がないところがある。今後、母子生活支援施設の担う役割の重要性に鑑み、居住環境の整備等について管内市町村及び社会福祉法人等にご指導願いたい。

(4) 子育て支援短期利用事業について

平成13年度予算案においては、利用者の多様な勤務形態等に対応できるよう、夜間養護（トワイライトステイ）事業に夜間に引き続き宿泊する場合の単価を設定している。

また、子育て支援短期利用事業については、平成12年度から保育士等の

派遣方式を創設しているが、派遣する者については、必ずしも保育士のみを想定しているものではなく、例えば里親なども含め柔軟な対応を可能としているところであり、事業実施主体の工夫により、事業の積極的な活用をお願いする。

(5) 母子相談員について

母子家庭等の自立支援を図る上で、身近な相談相手である母子相談員の役割は極めて重要である。近年は、貸付金にかかる相談だけでなく、夫等からの暴力の問題や就労関係等、相談内容も専門化・複雑化してきていることから、母子相談員の資質の向上が求められているところである。

そのため、各地方公共団体にあっては、母子相談員に対する研修を充実されるとともに、他制度の相談員等との合同研修など研修の実施方法などについても配慮方をお願いする。

4 婦人保護事業の推進について

(1) 婦人保護事業の体制整備について

潜在・多様化する売春問題や女性に対する暴力への対応をはじめ、婦人保護事業が取り組んでいる問題は、複雑化・困難化してきている。

特に、女性に対する暴力については、「男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）」に、夫・パートナーからの暴力への対策の推進が掲げられ、各施策による適切な対応が求められている。

また、参議院においては、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護のあり方全般について、新規立法に向けての検討がなされているところである。

この問題に対しては、司法や警察などによる対応が肝要であるが、福祉的な観点から婦人保護事業が重要な役割を果たしているところであり、こうした様々な需要に適切に対応するためには、婦人相談所の機能の充実や婦人相談員の資質の向上等、行政機関の実施体制の整備が不可欠であることから、次の事項について配慮されたい。

婦人相談所の職員の配置

婦人相談所の経常経費は、社会福祉事業費として交付税措置されており、婦人相談所の職員については、標準団体で所長、判定員など7名分の給与等が計上されている。

最近の婦人保護事業における相談内容は、高度・専門化していることから精神科医や社会福祉士等の専門職の配置を含め、婦人相談所職員の適正な配置に配慮されたい。

婦人保護事業に従事する職員の資質向上

ア 都道府県におかれては、職員の資質向上を図るため、研修等をより一層積極的に実施されたい。また、関係機関等との連携を図る観点から、他制度の担当者との合同研修や民間ボランティア団体との交流なども図られたい。

イ 全国婦人相談員・心理判定員研究協議会については、毎年、厚生労働省が主催しているところであるが、これらの専門職員については、全国規模での研修の機会が限られることから、その出席につき配慮されたい。

婦人相談所と関係機関との連携体制の整備

暴力被害女性への支援については、福祉事務所をはじめとする社会福祉関係機関、警察、司法関係機関、医療関係機関、さらには民間組織等とも連携を図っていくことが重要と考える。

このため、様々な機会を通して、これら関係機関と積極的な連携・協力

関係が構築されるようお願いする。

(2) 婦人相談所及び婦人保護施設の機能の充実について

平成13年度予算案では、

ア 夫等の暴力から遠ざけるため、他の都道府県の婦人相談所等に移動させて保護する経費（移送先は、他県の婦人相談所だけでなく、状況に則し婦人保護施設、母子生活支援施設等への移送及び必要な場合には職員の付添ができるようにする予定。）

イ 被害女性の安全確保や緊急一時保護体制の充実を図る必要があることから、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間における警備体制を強化するための経費を新たに計上している。

婦人相談所におかれては、広域的な保護の活用及び受け入れについて積極的に取り組むとともに、夜間・休日においても被害女性が緊急一時保護を求めてきた場合に的確な対応がとられるよう、引き続き、その体制整備の充実を図られたい。

婦人保護事業に対する取組状況について、必ずしも十分に行われているとは言い難い地方公共団体もあるように見受けられる。

現下の婦人保護事業を取り巻く社会情勢を勘案の上、婦人保護施設の積極的な活用等、その機能強化についても配慮されたい。

5 児童扶養手当制度の運用等について（資料15参照）

（1）平成13年度児童扶養手当関係予算案について

手当額の物価スライドの特例措置

（平成13年4月1日施行予定の特例法案を国会に提出中）

平成13年度の手当額は、平成12年の全国消費者物価指数が平成10年に比べ1.0%下落しているが、特例措置により物価スライドによる改定は行わず、前年度と同額とする。

	（平成12年度）	（平成13年度）
全部支給	42,370円	同 額
一部支給	28,350円	同 額

所得制限限度額

平成12年度に、勤労者等の所得が伸びていないことから据え置いたところであるが、平成13年度においても、依然として勤労者等の所得が伸びていないことから、平成12年度と同額とする。

・本 人（2人世帯：収入ベース）

	（12年8月～）	（13年8月～）
全部支給	204.8万円	同 額
一部支給	300.0万円	同 額

・扶養義務者（6人世帯：収入ベース）

	（12年8月～）	（13年8月～）
	600.0万円	同 額

（2）制度の周知徹底等について

児童扶養手当制度の周知等について

児童扶養手当制度の周知については、従来よりお願いしているところであるが、特に、児童扶養手当法第6条第2項及び第3項に規定する5年の認定請求期限については、受給資格者が支給要件に該当するに至った日以後5年を経過したときは、認定の請求をすることができない（ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）とされていることから、受給資格者が児童扶養手当制度及び当該規定の趣旨の不知等により、請求できないケースが発生することがないように周知徹底方お願いする。

各都道府県におかれては、これらの趣旨を踏まえ、広報誌やパンフレット等による周知徹底のみならず、市区町村、母子相談員、児童委員、母子福祉団体等各方面の協力を得て、幅広い周知徹底を図られたい。

また、受給資格の認定、所得制限の適用に際しては、婚姻や生計同一等、事実関係の的確な把握を行うことにより、制度の厳正かつ適正な運用に努

められたい。

権限委譲について

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）により、児童扶養手当法の認定及び支払等の事務については、平成14年8月1日に都道府県から都道府県、市及び福祉事務所設置町村へ権限委譲されることとなっている。

については、受給資格者台帳、認定請求書、現況届等の届書、事務処理電算システムのデータ等の移管の準備をはじめ、権限委譲が円滑に行われるようご協力をお願いします。

6 児童扶養手当支給事務指導監査について

(1) 本制度は、制度の性格等から支給要件が複雑多岐にわたり、かつ、それら支給要件の変動要因も多岐多様であるところから、本制度運営に関する日常からの研鑽、制度に関する適切な情報の提供及び公的年金等の関係機関との連携等に引き続き努めるとともに、担当者の交代等により制度運営が停滞することがないように留意し、適正な制度運営の執行をお願いしたい。

特に、市町村における 適正な広報の実施、 認定請求書の受理及び事実の審査、 公的年金の受給の有無の確認、 現況届未提出者等に対する提出指導及び受給資格等の審査 受給資格喪失届提出の励行指導及び受給資格喪失時点の確認等、支給事務がより適正に行われるよう指導の徹底をお願いしたい。

また、児童扶養手当支給事務の指導監査の主眼事項及び着眼点等については、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日児発第471号）を参考に実施されたい。

(2) 家庭福祉課児童扶養手当監査官が行う都道府県に対する指導監査は、全都道府県に対し2年に1回実施し、次の事項を実施することとする。

なお、監査計画については別紙「平成13年度児童扶養手当支給事務指導監査計画（案）」（資料16）のとおり予定しているので、ご協力をお願いしたい。

・ 指導監査事項

- (1) 都道府県本庁等の手当支給事務の実施体制及び事務処理状況
- (2) 都道府県本庁等の市町村等への指導の状況
- (3) 前回監査の指摘事項に対する是正改善状況
- (4) 市町村等の手当支給事務の事務処理状況

(育成環境課関係)

1 児童健全育成施策について

(1) 児童館事業について

児童館は、地域における児童健全育成のための活動の拠点として積極的に活用していくことが必要であり、次のような観点も加えて、事業内容の見直し、充実を図られたい。

中学生、高校生も含めた広い年齢の児童のための居場所となること

地域の子育て家庭の支援や子育て家庭の相互交流が図られる場となる

こと

児童が異年齢児との人間関係を形成できる場となること

(児童館整備費補助について)

上記の観点を踏まえ、児童館・児童センター整備については、平成12年度から

中・高校生等の活動のための創作活動室の設置

地域の子育て支援のための相談室の設置

異年齢児交流などに利用できる地域交流スペースの確保

のための補助基準面積の改善を図ったところである。児童館等の創設、改築に当たっては、このような観点から市町村等の整備計画に対応願いたい。

なお、整備費の国庫補助に当たっては、従来から未設置市町村における創設整備、児童育成計画等に基づく創設整備及び他の社会福祉施設等との合築等の複合的整備を推進しているところであり、これらの点についても留意されたい。

また、市町村の整備計画作成に当たっては、運営の方針についても地域の実情に応じ、以下の点について適切に対応されているか精査いただきたい。

開館日及び開館時間帯を利用者の希望に応じて適切に設定すること

母親クラブ、NPO等のボランティアを積極的に活用すること

放課後児童健全育成事業を実施し、そのための放課後児童クラブ室を設置すること

(児童館の運営について)

児童館の運営においても、上記 ~ の観点を踏まえ開館時間の延長や日曜日・休日等の開館などが促進されるよう市町村等への指導方特段の配慮をお願いしたい。

また、児童館において放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を

行う場合にあつては、これを利用する児童の生活の場（放課後児童クラブ室）の確保に配慮されたい。

（民間児童館事業の推進について）

民間児童館の活動に対しては、平成12年度から、従来の「民間児童厚生施設等活動推進事業費」による補助を充実し、児童館が以下の～の事業の内容に応じて補助を行うこととしたが、国庫補助の申請は少ない状況にある。平成13年度においては、積極的な活用及び事業の推進をお願いする。（資料6）

平成12年度から実施している「児童福祉施設併設型民間児童館事業」については、平成13年度予算案において実施か所数を15か所から26か所へ増やすこととしているが、一方で(財)こども未来財団においてモデル的に実施している保育所併設型民間児童館事業については、本事業に移行することとし、その実施か所数を36か所から31か所に減少することとしているので、関係都道府県、市町村においては本事業への移行について積極的な対応をお願いしたい。（資料7）

放課後児童生活指導援助事業

民間児童館が、昼間保護者のいない少人数（10人以上）の放課後児童に対して、生活の場を提供し、指導・援助を行う事業で放課後児童クラブ事業として補助対象となっていないもの。

民間児童館地域活動推進事業

民間児童館が児童館の地域活動や中・高校生等の年長児童等を対象として実施するメニュー事業。

(ア) 児童健全育成相談支援事業

(イ) 自然体験活動事業

(ウ) 子どもボランティア育成支援事業

(エ) 年長児童等対応開館延長事業

(オ) 巡回児童館事業

児童福祉施設併設型民間児童館事業

保育所等の児童福祉施設に併設した児童館において実施する児童福祉施設のもつ専門的な養育機能を活用した事業

（2）放課後児童健全育成事業について

（放課後児童健全育成事業の推進について）

放課後児童クラブについては、引き続き事業の普及を図る必要があることから、新エンゼルプランにおいて実施か所数を計画的に増やすこととし、平成13年度においては、500か所の増を図ることとしているので、その積極的な設置促進をお願いしたい。

また、従来から要望のあった小規模クラブへの助成、障害児の受入促進については、以下のように取組むので事業実施について積極的な取組みをお願いしたい。

過疎地等の小規模放課後児童クラブへの国庫補助対象の拡大

過疎地等で放課後児童クラブを実施する場合には登録児童数が10人以上のものを国庫補助対象として認める。(資料8)

障害児受入促進試行事業の実施

放課後児童クラブにおいて障害児を受け入れた場合の対象児童の範囲や職員、設備のあり方等を検証するための試行事業を実施することとし、一定数の障害児を受け入れる放課後児童クラブについて運営費補助に加算を行う。(資料9)

(国庫補助対象の取扱いについて)

放課後児童クラブの国庫補助については、交付要綱において、市町村が直接実施する事業のほか市町村が事業の実施を運営委員会等に委託して行う場合も補助対象とすることとしているところであるが、この補助対象として、予算の形式上委託費としていないが実質的に委託と考えられるものについては補助対象と認めることとし、その場合の取扱いの基本的考え方を定めたので、管内市町村へ周知いたたくとともに、国庫補助協議の際には留意願いたい。(資料10)

また、放課後、保護者が家庭にいない児童だけでなく、全児童を対象として実施する事業についても国庫補助の要件に該当する場合には放課後児童クラブとして、国庫補助対象とすることとし、どのような事業がこれに該当するかについての基本的考え方を定めたので、管内市町村へ周知をいたたくとともに、国庫補助協議の際には留意願いたい。(資料11)

なお、これらについて個別・具体的な取扱いは、当課に前広にご連絡・相談いただきたい。

(放課後児童健全育成事業の施設整備等について)

放課後児童クラブの施設整備等については、そのための補助制度はないが、市町村が、「子育て支援のための拠点施設の設置について」(平成11年1月7日児発第14号)、「余裕教室を活用した社会福祉施設への改築整備の促進について」(平成11年3月24日社援第709号)等により余裕教室の改修等により放課後児童クラブのための施設整備を行う場合は国庫補助

の対象となるところであるので、本制度の活用をお願いする。

なお、子育て支援のための拠点施設を活用する場合には、放課後児童クラブを含む複数のメニュー事業を行うことにより整備費の国庫補助対象となることに留意されたい。

(3) 平成 1 3 年度地域児童福祉事業等調査について

平成 1 3 年 1 0 月 1 日現在で「児童館事業、放課後児童健全育成事業」の活動等、市町村の取組み等について調査を行うこととしている。

児童館については、従来から、社会福祉施設等調査により実施されているところであるが、今回の調査は、初めての単独調査であり、児童館の年長児童を対象とした活動内容、子育て支援・相談活動の状況等調査を実施することとしている。また、放課後児童クラブについては、平成 9 年児童福祉法の改正（事業法定化）後、初めての調査になるものであることから、管内市町村等への協力依頼など調査の実施についてのご協力をお願いしたい。

(4) 地域組織活動育成事業について

児童の健全な育成を図るためには、行政機関及び児童館などの活動とともに、地域住民の積極的参加による地域組織活動も重要である。

母親クラブ等の地域組織は、従来から母親同士の交流、子育て経験に基づいた世代間交流、遊び場の遊具の点検、非行防止活動等の自主的な活動に取り組んでいるが、近年、子育て支援サークルや子育て支援 N P O 等の活動も増えている。

これらの状況にかんがみ、本事業については、従来の活動団体に補助先を固定化するのではなく、幅広く地域組織の活動への支援を図るために活用をお願いするとともに、地域におけるこれらの組織の連絡協議会が未組織の地域においては、その組織化が推進されるようご配慮願いたい。

なお、全国母親クラブ連絡協議会では、平成 1 3 年度において、「母親クラブによる遊び場の遊具の点検および事故防止活動事業」を実施することとしているので、管内市町村に周知するなどご協力をお願いする。

(5) 児童環境づくり基盤整備事業について

児童育成事業臨時安定運営等対策事業については、都道府県または市町村が地域事情に応じて実施する児童福祉に関する普及啓発事業や児童健全育成に関する模範的・奨励的事業等で、他の国庫補助の対象とならないものについて助成するのもであり、都道府県はもとより特に市町村においては積極的な取り組みをお願いしたい。本年度は、児童福祉週間の事業にも間に合うように国庫協議の前倒しを実施したところであるが、今後ともこのスケジュールで行うこととするのでご協力をお願いするとともに、年度途中の追加につ

いても積極的に取組みいただきたい。

都道府県児童環境づくり推進機構整備事業については、事業実績に都道府県ごとの格差がみられるので注意されたい。

(6) 児童委員、主任児童委員について

(児童虐待への対応について)

育児不安や児童虐待など児童や家庭を取り巻く環境が複雑・多様化している状況の中で、児童委員及び主任児童委員による状況把握や児童相談所等の関係機関との連携による児童虐待などの早期発見、早期対応への取り組みが重要である。各都道府県におかれては、児童委員及び主任児童委員としての活動の活性化についてご配慮をお願いするとともに、市町村における児童委員、主任児童委員の活用についてご配慮願いたい。

(民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選について)

平成13年12月には、3年ごとに行われている民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われる。

近年、児童相談所への虐待相談件数が急増するなど児童虐待の増加が指摘されており、家庭に潜行しがちな虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応を図ることが特に重要である。

このため、改選における児童委員・主任児童委員の選任に際しては、児童問題に熱意と理解のある方を選任していただくよう特段のご指導を願いたい。

(児童委員、主任児童委員の人権研修の実施について)

平成9年6月に公表された『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』においては、特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進等を掲げており、児童委員、主任児童委員に対する人権・同和問題に関する理解を深めるための研修等の充実、強化にご配慮願いたい。

(7) 児童福祉週間について

児童福祉の向上を図るために、昭和22年以来、毎年5月5日からの1週間を「児童福祉週間」と定め、地方公共団体等の協力の下に、多様な取組みを推進しているところである。本年も例年と同じ日程で実施することとしているので地方公共団体等におかれても、各種の啓発事業や行事を展開し、より一層の児童福祉の向上に努められたい。なお、地方公共団体の事業実施については児童育成事業臨時安定運営等対策事業を十分活用されたい。

平成13年度の「児童福祉週間」の標語については、全国から2,744

点の作品が寄せられ、次のとおり決定した。

標語の募集に当たり、都道府県等をはじめ関係各位に格別のご尽力をいただいたことを厚く御礼申し上げます。

「どの子にも 夢と希望と 輝く笑顔」(佐々木 龍夫さん(京都市)の作品)

2 児童手当について

平成 13 年度は、昨年末の与党三党の合意（「児童手当等に関する三党合意」平成 12 年 12 月 13 日）を踏まえ、支給対象児童を扶養する親等の所得制限を大幅に緩和し、支給率を支給対象児童のおおむね 85% に引き上げることとした。

（1）改正内容の骨子

所得制限限度額の緩和

	現 行	改正後
児童手当	284.0 万円 (432.5 万円)	415.0 万円 (596.3 万円)
特例給付	475.0 万円 (670.0 万円)	574.0 万円 (780.0 万円)

4 人世帯（夫婦 + 子ども 2 人）の場合の所得額
（ ）内は収入ベースの目安である。

支給率の拡大

全 体 72.5% 85.0%

支給対象児童数

約 565 万人 約 660 万人

支給対象年齢

現行どおり

義務教育就学前（6 歳到達後初めての年度末まで）

手当額

現行どおり

第 1 子・第 2 子 月額 5,000 円
第 3 子以降 月額 10,000 円

費用負担割合

現行どおり（資料 13）

実施時期

平成 13 年 6 月 1 日施行（予定）

所要額（公務員分の財源を除く）

総給付費 約 3,915 億円

（事業主拠出金 約 1,200 億円
国 庫 約 1,810 億円
地 方 約 905 億円）

13年度予算案における歳出予算額内訳

(単位：億円)

項 目	12年度予算	13年度予算案	増減額
(項)被用者児童手当交付金	1,892	2,446	554
(目)被用者児童手当交付金	440	776	336
(目)特例給付交付金	793	597	196
(目)被用者就学前特例給付交付金	659	1,073	414
(項)非被用者児童手当交付金	420	564	144
(目)非被用者児童手当交付金	240	267	27
(目)非被用者就学前特例給付交付金	180	297	117
合 計	2,312	3,010	698

(2) 市町村事務取扱交付金

事務費については、平成13年度予算案において、以下のような考え方に基
づき所要額を計上している。

物件費・人件費

- ・ 0歳から3歳未満 現行どおり

予算単価案

児童手当分(物件費受給者1人当たり)	304円
特例給付分(人件費受給者1人当たり)	2,194円
(物件費受給者1人当たり)	312円

- ・ 3歳から義務教育就学前

予算単価案

就学前特例給付分(人件費受給者1人当たり)	2,153円
(物件費受給者1人当たり)	304円

受給者サービス経費及び市町村事務適正化対策費について

- ・ 所得制限限度額の緩和に伴う広報に係る経費を受給者サービス経費にお
いて補助することとしている。

(詳しくは、「(3) 広報等の実施について」を参照。)

- ・ 平成12年度予算において、法改正に伴うシステム変更等にかかる経費

として予算措置した市町村事務適正化対策費については、今年度は予算措置していないので御承知願いたい。

平成 13 年度市町村事務取扱交付金予算案について

(単位：億円)

(目) の 内 訳	12年度予算	13年度予算案
3歳未満分	36.2	28.5
児童手当(人件費)	地方交付税措置	地方交付税措置
(物件費)	3.4	6.1
特例給付(人件費)	23.5	14.4
(物件費)	3.5	2.2
受給者サービス経費	5.8	5.8
3歳以上義務教育就学前分	88.2	68.3
就学前特例給付(人件費)	51.7	59.5
(物件費)	7.7	8.8
市町村事務適正化対策費	28.8	0
合 計	124.4	96.8

(3) 広報等の実施について

今回改正に係る厚生労働省の広報への取組について

- ・新しい所得制限限度額は、政令が公布され次第、厚生労働省ホームページや政府広報(雑誌、新聞、ラジオ・テレビ番組など)を通じて、改正内容の周知等に努めることとしている。(具体的内容は未定)
- ・受給者向けしおり「児童手当制度のご案内」を作成し、所得制限限度額の公布時期に合わせて都道府県・市区町村へ配布する予定。(資料15)

各都道府県における広報への取組について

- ・各都道府県においては、所得制限限度額の緩和の円滑な施行に向けて、住民への情報提供や受給資格者の把握等、管内市区町村における準備について遺漏ないように連携、支援に努められたい。

各市区町村における広報への取組について

- ・児童手当は受給者からの認定請求に基づき支給を開始することになっており、また児童手当法第8条第2項により認定請求した日の属する月の翌月から支給することとしている。
- ・所得制限限度額の緩和に伴い、支給対象児童は約95万人増加することとなるが、これらを養育する者が本年6月分から受給するためには5月中に認定請求する必要がある。

- ・ ついては、請求漏れや請求の遅れがないように、住民に対する周知や広報を徹底するようお願いする。
- ・ 具体的には、各市区町村において、請求漏れを防止する観点から、住民基本台帳及び課税台帳等を通じ、新たに支給対象となる者の把握に努められたい。このような者に対して、個別に受給者向けしおり「児童手当制度のご案内」を送付するなどして、周知を図られたい。
- ・ 上記の広報を行うための経費等（郵送料を含む）については、受給者サービス経費において補助することとしている。

（参考）補助対象経費

ポスターやPR用資料の作成経費、雑誌・新聞・ラジオ・テレビ番組による広報経費、テレホンサービス経費、外国人向けPR用資料作成経費、資料配付経費など

なお、昨年の子童手当法の改正時には、受付期間の経過措置を設けたが、今回は設けていないので注意していただきたい。

（4）独立行政法人の設立に伴う児童手当の事務処理について

独立行政法人の設立に伴う児童手当の事務処理については、平成13年2月13日雇児環第16号により各都道府県民生主管部（局）長あて通知しているところであるが、その取扱い等については、管内市区町村への周知徹底についてよろしくお取り計らいいただくようお願いする。

なお、本通知は、平成13年4月1日に独立行政法人に移行する機関に加えて、それ以降に独立行政法人に移行する機関についても、その移行時に適用される。

（概略）

独立行政法人の職員に対する取扱い

児童手当の支給に関しては、国家公務員の身分を有するか否かを問わず被用者として取り扱う。

よって、児童手当（特例給付及び就学前特例給付を含む。）は住所地の市町村長から支給する。

（参考）独立行政法人整備政令の規定により、独立行政法人も拠出金の納付義務が生じる。

独立行政法人設立に伴う事務処理

独立行政法人成立前に旧所属庁の長の受給資格の認定を受けている者であって、成立後も引き続き受給要件に該当するときは、その者に対する市町村長の認定があったものとみなすこととしたため、市区町村においてはこれに伴う所要の事務処理が必要となる。

(詳しくは別添(資料16)を参照)

(5) 今後の予定

- | | |
|------|--|
| 3月中 | <ul style="list-style-type: none">・平成13年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令
(参考)平成13年度拠出金率(案) 1.1/1000・児童手当事務費交付金の額の算定に関する省令の一部改正 |
| 5月初頭 | 所得制限限度額の変更に係る児童手当法施行令の一部改正 |

(資料 1 2)

「児童手当等に関する三党合意書」(平成 12 年 12 月 13 日)

自由民主党・公明党・保守党の三党は、「3 党連立政権合意」(平成 12 年 4 月 5 日)などを踏まえ、児童手当の拡充など子育て支援策について、鋭意、検討を続けてきた。

その結果、平成 13 年度予算編成にあたり、三党は次の点で合意に達した。

記

1. 平成 13 年度当初予算においては、支給対象児童を養育する親等の所得制限を緩和し、概ね支給率を 85%に引き上げることとする。

その際の財源措置については、厚生省、自治省予算の歳出の見直しにより捻出することとする。

1. 三党は、これまでの三党合意を踏まえ、児童手当制度を少子化対策の柱として位置づけ、欧州各国で行われている児童手当制度を参考に、支給対象年齢及び支給額の拡充を含めた制度全体の見直しについて、早急に検討を進める。

また、その際、平成 14 年度以降の財源措置については、平成 13 年度の拡充費用も含め、所得税・個人住民税の諸控除の見直し等の税制改正により、児童手当拡充の恒久的財源を確保する。

1. 上記内容について、三党による平成 13 年度税制改正大綱に盛り込む。

(資料13)

児童手当の財源内訳

0歳から3歳未満

サラリーマン

自営業者

公務員

<所得制限額：13年度案>

574.0万円 (780.0万円) 特例給付	事業主 10/10					国 10 / 10	地方 10 / 10
415.0万円 (596.3万円) 本則給付	事業主 7/10	国 2/10	地方 1/10	国 2/3	地方 1/3		

3歳から義務教育就学前

<所得制限額：13年度案>

574.0万円 (780.0万円) 特例給付			国	地方
------------------------------	--	--	---	----

415.0 万円 (596.3 万円) 本則給付	国 2/3	地方 1/3		10	10
			国 2/3	地方 1/3	/
				10	10

所得制限限度額は、扶養親族等が3人（夫婦と子ども2人）の所得ベース（ ）内は収入ベース（試算）

（資料）

雇児環第16号
平成13年2月13日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
による児童手当法の一部改正等に伴う事務処理について（通知）

標記については、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第104号。以下「独法整備法」という。）独立行政法人通信総合研究所法（平成11年法律第162号）等の各独立行政法人個別法（以下「独法個別法」という。）及び独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成12年政令第326号。以下「独法整備政令」という。）が公布、施行されているところであるが、その取扱い等については、下記のとおりであるので、管内市町村への周知徹底についてよろしくお取り計らいいただくようお願いする。

なお、本通知は、平成13年4月1日に独立行政法人に移行する機関に加えて、それ以降に独立行政法人に移行する機関についても、その移行時に適用されることを申し添える。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

1 独立行政法人の職員に対する取扱い

(1) 児童手当制度の適用に対する考え方

独立行政法人の職員に対する被用者年金制度の適用については、国家公務員の身分を有する職員に対しても国家公務員の身分を有さない職員に対しても、国家公務員共済組合法が適用される。また、費用負担については、組合員本人と独立行政法人とで折半することとされている。

この取扱いは、それぞれ現行児童手当制度において児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する被用者として整理されている職員団体（児童手当法施行令（昭和46年政令第281

号。以下「令」という。）第6条第2項）の専従職員、共済組合（同項）の職員の取扱いと同様である。

したがって、児童手当制度においても、常時勤務に服することを要する独立行政法人の職員については、国家公務員の身分を有するか否かを問わず、被用者として取り扱うこととする。

(2) 独法整備法等による改正

上記の考え方にに基づき、独法整備法の規定により、法第17条第1項が改正され、国家公務員の身分を有する特定独立行政法人の職員について、「常時勤務に服することを要する国家公務員」から除外された。これにより、法人成立（平成13年4月1日）以降、独立行政法人職員は被用者扱いとなり、住所地の市町村長から児童手当（特例給付及び就学前特例給付を含む。以下同じ。）が支給されるものである。

さらに、独法整備政令の規定により、令第6条第2項に定められる団体に、独立行政法人が加えられ、独立行政法人が拠出金の納付義務者とされた。

2 独立行政法人設立に伴う経過措置

独立行政法人制度の創設に伴い、上記のように、独立行政法人の職員に係る受給資格の認定権者が常勤公務員型の「所属庁の長」から被用者型の「市町村長」に移行するが、児童手当を受給するためには認定権者の認定を受けることが必要である。このため、独立行政法人の成立に伴い、その職員である受給

者が改めて市町村に認定請求することが必要となるが、独立行政法人成立に伴う行政事務と受給者の手続きの負担の軽減と効率化を図るため、経過措置を置くこととした。

具体的には、独法個別法附則の経過措置規定により、独立行政法人成立前に旧所属庁の長の受給資格の認定を受けている者であって、成立後も引き続き支給要件に該当するときは、その者に対する認定があったものとみなすこととされた。

3 独立行政法人制度の創設に伴う事務処理

(1) 独立行政法人成立後の支給事務

独立行政法人の職員に対する児童手当の支給に関する事務については、平成 13 年 4 月 1 日以降は、市町村において行うものである。

なお、3 月末に児童が出生したことにより受給資格が生じた場合等であって、独立行政法人に移行する予定の機関において平成 13 年 3 月 31 日までに事実上、認定等が不可能な者については、児童手当法第 8 条第 3 項の規定を適用し、同年 4 月 15 日までに住所地の市町村長へ申請することにより同年 4 月分から市町村長より児童手当が支給されるものである。

(2) 独立行政法人所管省庁からの書類の受理

独立行政法人所管省庁から、平成 13 年 3 月 31 日現在の児童手当の受給者に関する「児童手当・特例給付・就学前特例給付認定証明書」及び添付書類（以下「書類」という。）が同年 4 月末日までに受給者の住所地に送付されることとなっており、市町村がこれを受理した場合は、次の処理を行うこと。

ア 書類等により、平成 13 年 4 月 1 日における児童手当の受給資格及び額等の確認を行うほか、市町村の規則等で定められた認定請求書の事務処理手続に準じた取扱いにより処理するものとする。

イ アにより、受給資格及び額の確認を行ったときは、

(ア) 受給者台帳に所要の事項を記入

(イ) 認定通知書の作成及び送付

(ウ) 住民基本台帳の所定欄に児童手当の支給開始年月の記載

を行うこととなる（児童手当市町村事務処理ガイドライン（平成 12 年 6 月 20 日児発第 607 号厚生省児童家庭局長通知）第 8 条関係）。

(保育課関係)

1 . 新エンゼルプランと保育対策について

平成13年度予算案においては、新エンゼルプランについて、延長保育、休日保育等の前倒しの実施、一時保育の補助方式の拡大等積極的な予算計上を行っているところである。各地方公共団体においても、それぞれの地域のニーズを的確に把握して、待機児童解消を旨として、計画的にサービス提供体制の整備に努め、新エンゼルプランに沿って保育施策を強力に推進されるよう、特段の配慮をお願いしたい。

2 . 都市部等における待機児童解消策について

平成12年4月1日における全国の保育所入所待機児童数は、保育所入所児童数が5万2千人の増があったにもかかわらず前年に比べ7百人増の約3万3千人となっている。

待機児童の解消については、昨年度の少子化対策臨時特例交付金において、保育所の整備など地域の実情に応じた事業が実施されることにより、平成15年度までに待機児童が解消されるとの計画を提出していただいているところであるが、今後とも、都市部を中心とした共働き家庭の増加等により保育サービスの需要が一層高まることが予想されることから、地方公共団体においては保育需要の動向を的確に把握し、適切な対応をお願いしたい。

国としても、待機児童の解消に向けて、新エンゼルプランに基づいて、需要の多い低年齢児(0~2歳)の保育所受入れ枠の拡大、待機児童数の多い地域における今後の方針等についてのヒアリングや5.に示す通り更なる規制緩和等を行っていきたいと考えている。

3 . 保育所の整備について

(1) 新エンゼルプランにおいては、多機能保育所等の整備として、平成16年度までに2,000か所の整備を目標に掲げているところであるが、多様な保育需要への対応が喫緊の課題となっていることから、昨年度に引き続き、平成12年度補正予算においても整備費予算を計上し、切れ目のない円滑な整備の実施を目指しているところであるので、積極的・計画的な整備について特段の御配慮をお願いしたい。

(2) 保育所の整備に当たっては、既存の社会資源の有効活用を図るとともに低年齢児を中心とした待機児童の解消を図る観点から、公立学校の余裕教室等の保育所又は保育所分園への転用が推進されるよう余裕教室活用促進事業も活用しながら、引き続き、各地方公共団体において、保育担当部局が中心となり、教育委員会や教育関係者等との間で十分な連携が図られるよう努めら

りたい。

(参考資料「余裕教室は夢のスペース」(学校の余裕教室がすてきな保育所に、(アドレス:<http://www.i-kosodate.net/special/index.html>))

(3) 保育所における木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書(木のぬくもりを保育所に)」が作成されており、保育所で木材使用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。

(参考資料「木のぬくもりを保育所に」(アドレス:<http://www.zenhokyo.gr.jp/nukumori/nukumori.htm>))

(4) 子育て支援のための拠点施設の整備については、平成11年1月7日厚生省児童家庭局通知によりお示ししているところであるが、この拠点施設の保育所への併設の推進はもちろん、この施設は、地域の子育て家庭支援や放課後児童対策等のためにも用いることができるものであり、その積極的活用を図るようにされたい。

4. 特別保育事業について

特別保育事業については、新エンゼルプランの「多様な需要に応える保育サービスの推進」及び「在宅児も含めた子育て支援の推進」の観点から積極的・計画的な推進を図られたい。

平成13年度予算案においては、以下のとおり、か所数増・補助要件の緩和等を行うこととしている。

(1) 多様な需要に応える保育サービスの推進

	(平成12年度)	(平成13年度予算案)
ア. 延長保育の推進	8,000か所	9,000か所
・ 新規分1,000か所については、平成14年1月実施(3か月分計上)		
・ 平成12年度においては、30分延長の要件を満たさない場合であっても、いわゆる「推進分」の補助を算定したところであるが、平成13年度においては、この特例措置は講じない予定。		
イ. 休日保育の実施	100か所	200か所

(2) 在宅児も含めた子育て支援の推進

ア. 地域子育て支援センター事業の推進

	1,800か所	2,100か所
	(小規模型1,100か所含む)	(小規模型1,100か所含む)
イ. 一時保育の推進	1,800か所	2,500か所
	(小規模事業900か所含む)	(小規模事業1,100か所含む)

- ・件数払い方式の導入（本方式と従前の定額払い方式とを選択実施）

（３）以上のほか、平成１３年度予算案においては以下の改善を行うこととしている。

- ア．保育所地域活動事業については、選択対象事業を３事業（保育所体験特別事業、子育て・仕事両立支援事業、保育所分園推進事業）追加するとともに、既存の２つの事業を１事業に再編することとしている。
- イ．障害児保育事業は、対象人員の増（９,４４３人→９,８５６人）を行うこととしている。

５．保育所の規制緩和について

以下の規制緩和措置を１２年３月に実施したところであるが、各地方公共団体においては、地域の事情を勘案して待機児童の解消等のために柔軟かつ積極的に対応されたい。

- ・認可保育所の設置主体制限の撤廃（従前）市町村又は社会福祉法人
- ・賃貸方式の認容（従前）土地・建物は原則自己所有
- ・最低定員の引下げ ２０人に（従前）３０人

なお、設置主体制限撤廃により、平成１２年以内に株式会社立３件、宗教法人立１件が設置され、今後も、株式会社、宗教法人、学校法人、ＮＰＯ等による設置が予定されており、４月１日までに更に２０件余が認可予定。

また、規制改革委員会第３次見解（平成１２年１２月１２日）を踏まえつつ都市部における待機児童の解消等を目的として、更に以下の事項の実施を検討しており、本年４月１日の実施を目指して現在パブリックコメントを実施中である。

- ・屋外遊戯場に係る児童福祉施設最低基準の趣旨を明確化
- ・乳児室及びほふく室に係る最低基準の趣旨を周知
- ・年度後半において保育所入所定員の弾力化に係る制限を撤廃
- ・年度途中の保育需要の増加に対応した短時間勤務保育士の導入について２割制限を撤廃
- ・公立保育所の業務を委託する場合の委託先を社会福祉法人以外の者へ拡大

６．認可外保育施設対策

指導監督について

ベビーホテルなどの認可外保育施設については、立入調査等により指導監督を行い、特に悪質な施設については厳正対処をお願いしているところであるが、平成１３年４月から、より効果的に指導監督を行うための「認可外保育施設指導監督の指針及び指導監督基準」を施行する予定であり、１月３１日から３月１日まで、パブリックコメントを実施したところである。なお、そ

の詳細については、全国保育関係事務担当者会議で説明する予定である。

指針及び指導監督基準の円滑な施行に向けて、消防部局、衛生部局等の関係部局及び貴管下市区町村への情報提供等適切な対応をよろしく願います。

「よい保育施設の選び方 十か条」について

認可外保育施設を含む保育施設の利用希望者が保育施設を選択する際の参考に資するため、専門家助言チームの助言を受けて「よい保育施設の選び方 十か条」を作成し、平成12年12月25日付けで送付したところである。本十か条は、新年度の母子健康手帳副読本に掲載する他、詳細版も含めて、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)及びi - 子育てネット(<http://www.i-kosodate.net/>)に掲載しているところであるが、引き続き貴管下市町村における広報をはじめ幅広く周知願いたい。

13年度予算案における認可外保育施設の問題への対応

新エンゼルプランの推進を図るとともに、「保育所体験特別事業」や「事業所内保育施設等保育従事者研修事業」の実施、夜間保育所の設置促進等、積極的な対応をお願いしたい。

7. 保育士養成課程等の見直しの検討等について

現行の保育士養成課程及び保育士試験は、前回の改訂（平成3年4月実施）後およそ10年を経過しており、その後の児童を巡る環境の変化、児童福祉施策の進展、児童福祉法の改正等を踏まえた見直しが必要であることから、昨年9月8日に検討委員会を設置し、半年間にわたる検討を経て、本年2月16日、見直しの方向等についてまとめた報告書が提出されたところである。

内容については、保育士養成課程に関しては、現代的課題である多様な保育ニーズに対応する資質の涵養に係る科目を強化しながらも、学生への負担や保育士養成校の自主性確保に配慮したものとなっており、また、保育士試験に関しては、保育士養成課程との整合性を図るとともに、受験機会の拡大も考慮したものとなっている。

今後はこの報告を受け、省令、告示、通知の改正を行うが、改正案については現在、パブリックコメントを実施して広く御意見を伺っているところである。

なお、新たな保育士養成課程は平成14年4月の施行を予定しているところであり、来年度中には、既指定の保育士養成校において学則の変更が必要となるので、管下の養成校に対する周知及び指導をお願いしたい。併せて養成校の指定等の事務が本年1月より地方厚生局に移管されたことについても御留意いただきたい。

また、保育士試験についても14年度以降は見直し後の保育士試験実施要領を参考に実施されたい。

8 . 児童福祉施設等第三者評価基準の検討について

社会福祉基礎構造改革に伴う社会福祉事業法の改正（現「社会福祉法」）等を踏まえ、児童福祉サービスの質の公正かつ適切な評価に資するための措置を図る必要があることから、検討委員会を設置し、事業者及び利用者以外の第三者による児童福祉施設等の評価のための基準の検討をいただいているところであり、来年度の早い時期に中間報告をしたいと考えている。

同委員会においては、保育所、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設の4施設種別を対象とした第三者評価基準について検討しており、これまで委員会を2回開催し、現在評価基準の試案を用いた試行事業を実施しているところである。なお、第3回目の会合は3月26日を予定している。

9 . 「i - 子育てネット」について

当システムについては、名称を「i - 子育てネット」として2月1日より公開しているが、今年度末に向けて内容を更に充実するとともに、市町村情報及び保育所情報を入力し、全ての情報を掲示することを目指すこととしている。

また、保育所情報の更新と合わせ、特に保育所の受入可能状況については、最新情報の入力が必要であることから、各保育所において直接入力していただくこととしているところである。先般、送付した「ご利用ガイド（保育所）」等を活用しながら、情報を入力していただくよう各市町村及び各保育所に引き続き御協力いただけるよう併せてお願いしたい。

（参考資料「i - 子育てネット」（アドレス：<http://www.i-kosodate.net/>）

(個別改善事項)

1 . 一時保育の件数払方式

(1) 趣旨

本事業については、専業主婦家庭の育児疲れ解消、急病やパート就労等の一時的な保育需要に対応するため、専任の保育士を配置してその実施に努めてきたところであるが、必ずしも毎日まとまった人数の需要がない保育所等においても一時保育事業を実施できるようにすることで、専業主婦等に対する地域における身近な子育て支援サービスの普及を図る。

(2) 改正内容について

利用児童数に応じた件数払い方式を導入する。

・ 件数払い 1 件当たり単価 1 , 8 0 0 円

(3 , 6 0 0 円 × 保護者負担 1 / 2)

< 事業の選択方式 >

6 人以上の平均利用児童数を確保できる事業は「平均利用児童数 6 人以上」の事業を実施。(従前どおり)

6 人以上の平均利用児童数を確保できない場合は、「平均利用児童数 5 人以下 (定額払 9 0 万円) 」の事業又は「件数払い方式」を選択して実施。

ただし、件数払い方式の基準額の上限は、3 3 0 万円 (平均利用児童数 6 人以上の基準額) 。

< 参考 > 事業の概要について

専業主婦家庭等の育児疲れ解消や急病等、パート就労等に対応した一時預かりを行う保育所に補助する。

補助単価について

・ 利用児童数 6 人以上

年額 3 3 0 万円

(1 6 人以上は加算あり)

・ 利用児童数 5 人以下

年額 9 0 万円

補助率 保護者負担を除いた 1 / 3

{ 国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3 }
{ 国 1 / 3、指定都市・中核市 2 / 3 }

2 . 保育所地域活動事業のメニューの追加

< 改正内容について >

ア . 「保育所体験特別事業」の追加

保育所を地域の子育て中の親子に開放し、児童の発達状況のチェック、親への相談、助言などをできるようにする。実施に当たっては、市町村が関係者と十分調整し、ベビーホテル等を利用している親子の参加を積極的に促して行う。

- ・ 1 か所当たり年額 1 0 0 万円、 1 6 0 事業

イ . 「子育て・仕事両立支援事業」の追加

働く女性の支援を目的として実施している各種の子育てと仕事の両立を支援する事業についての情報提供、必要に応じて講師を招いた講習会等を行う。

- ・ 1 か所当たり年額 2 5 万円、 2 0 0 事業

ウ . 「保育所分園推進事業」の追加

○経常分：施設が 2 か所に分かれることにより必要な経費

- ・ 対象経費 電話料等本園との連絡経費、光熱水費等
- ・ 1 か所当たり年額 1 2 0 万円、 1 0 0 事業

○初度設備分：新たに分園を設ける場合の初度設備費

- ・ 対象経費 ベビーベッド、遊具、日用電化製品等の購入費
- ・ 1 か所当たり開設年度 1 0 0 万円、 5 0 事業
- ・ 社会福祉施設設備整備費の補助対象とならなかった場合、即ち、本補助は、貸借等により当該年度中又は翌年度に分園を設置する場合を対象とする。

エ . 既存事業の再編

類似事業の「老人福祉施設・介護保険施設訪問等世代間交流事業」と「郷土文化伝承活動」は「世代間交流等事業」として再編することとした。

< 参考 > 事業の概要について

保育所の有する専門的機能を地域の子育て家庭に開放し地域住民のために活用するため、以下の事業を実施する。

1事業当たり(年額)25万円(ただし、
は50万円、
は150万円、
は100万円、
は通常分120万円、初度
設備分100万円)以内。

ただし、1保育所当たり、
及び
の事業は併せて100万円(を含める場合200万円)を限度
とする。その他、
の事業については上限額に含めない。

障害児保育推進事業(平成元年度~)

夜間保育推進事業(平成元年度~)

世代間交流等事業(平成元年度~)

地域における異年齢児交流事業(平成元年度~)

地域の子育て家庭への育児講座(平成元年度~)

保育所退所児童との交流(平成元年度~)

小学校低学年児童の受け入れ(平成2年度~)

地域の特性に応じた保育需要への対応(平成元年度~)

地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動

へき地における登所バスの運営に対し補助(平成10年度~)

家庭的保育を行う者と保育所との連携を行う事業(平成12年度~)

保育所体験特別事業(平成13年度案)

子育て・仕事両立支援事業(平成13年度案)

保育所分園推進事業(平成13年度案)

- ・補助率1/3(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)
(国1/3、指定都市・中核市2/3)

3. 平成13年度保育所運営費の改善について（案）

（12年度予算額）	（13年度予算案）
379,619百万円	391,545百万円

（1）改善内容について

ア	低年齢児（3歳未満児）の受入の拡大	59.8万人	61.8万人
イ	事務職員雇上費の改善		
	週5日対象施設の拡大 定員91人以上		61人以上 （平成13年10月実施）
	一般分（週3日）年額		829,920円
	加算分		
	特別保育実施保育所（週4日）加算年額		276,640円
	〃（定員61人以上）（週5日）加算年額		553,280円
ウ	主任保育士の専任加算の改善		
	対象施設の拡大 定員61人以上		46人以上 （平成13年10月実施）
	1施設年額	3,100,505円	3,076,555円
エ	保育士の格付見直し		
	1号俸改善（3年計画の2年目）		
オ	苦情解決対策経費の算入		
	1施設年額		25,920円
カ	年休代替要員費の改善（代替非常勤職員雇上経費）		
	常勤職員 18日		20日
	直接処遇職員		
	職員1人年額	110,160円	122,400円
	調理員		
	職員1人年額	95,760円	106,400円
キ	降灰除去費		
	1施設年額	141,540円	141,640円
ク	職員健康管理費		
	常勤・非常勤職員	3,859円	4,036円

（2）平成13年度保育所徴収金基準額表（案）について 別紙のとおり

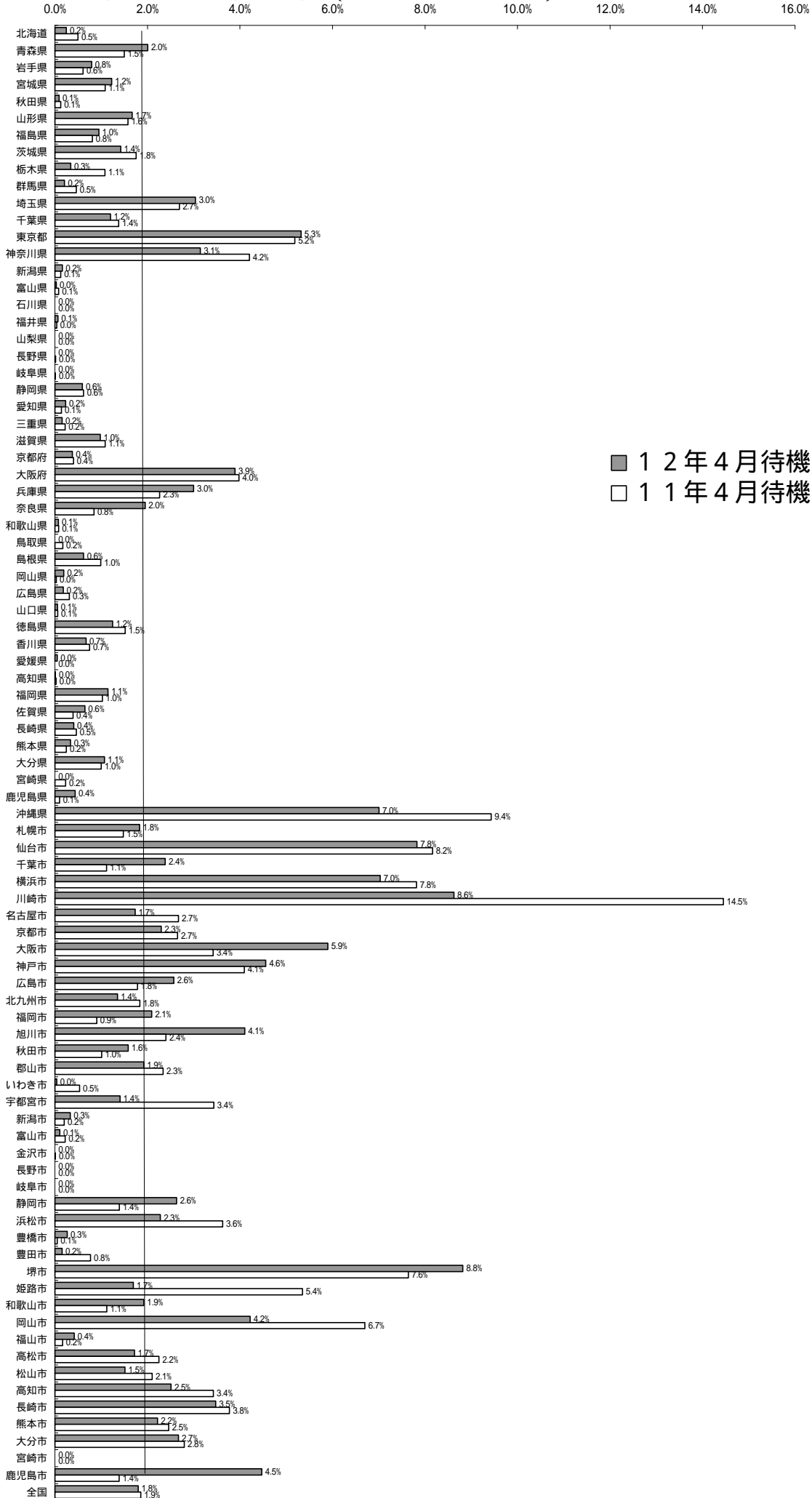
別紙

平成 1 3 年度保育所徴収金基準額表（案）

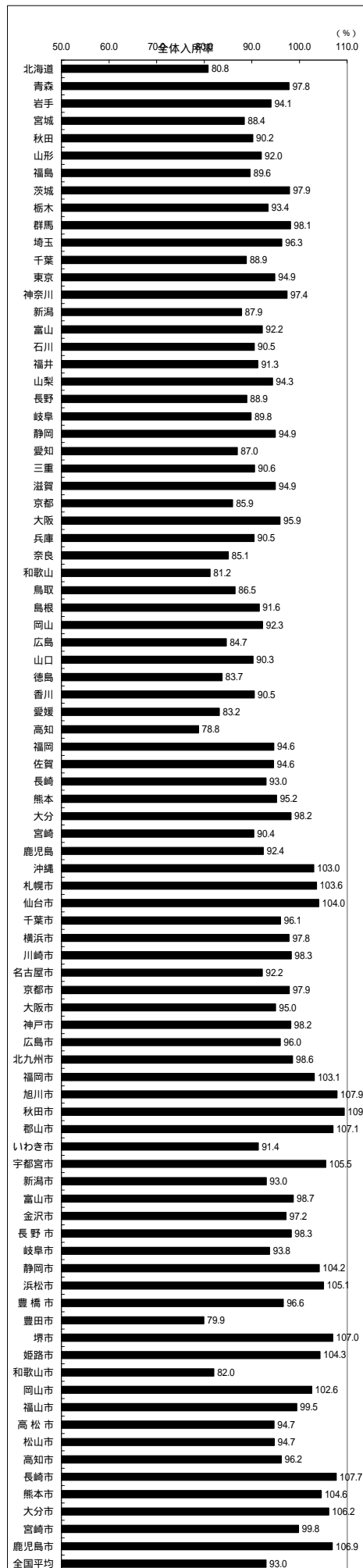
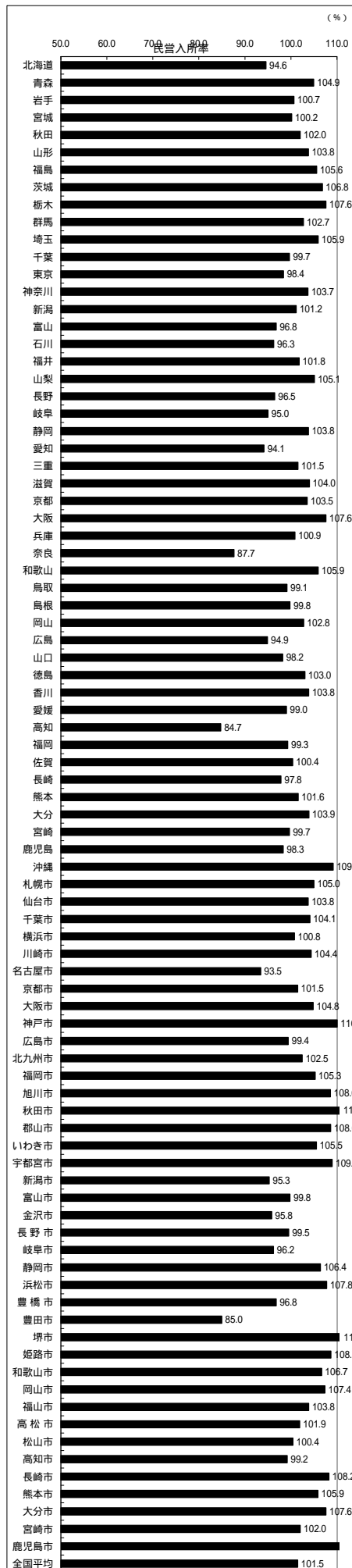
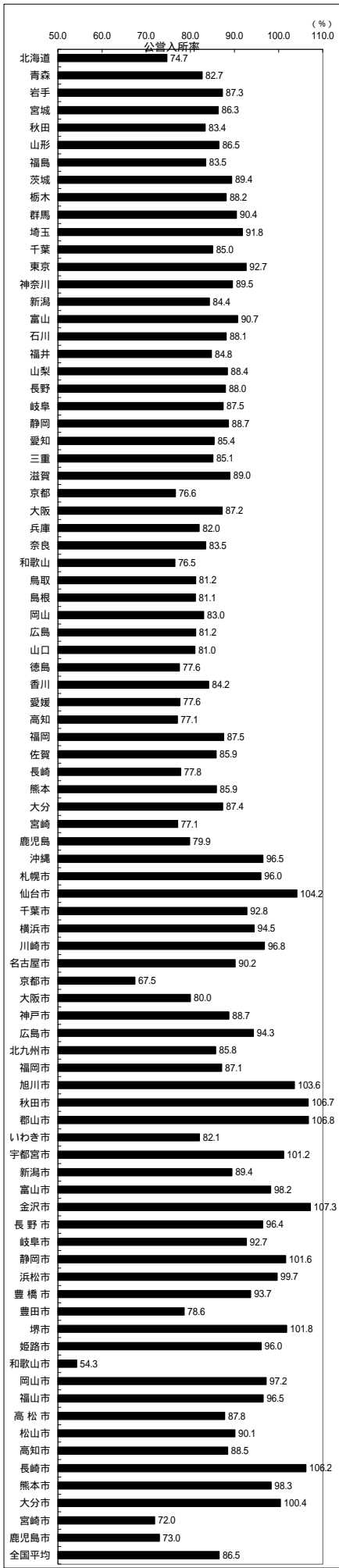
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）	
階層区分	定 義	3 歳未満児の場合	3 歳以上児の場合
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0 円	0 円
第 2 階層	第 1 階層及び第 4 ~ 第 7 階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000 円
第 3 階層		市町村民税課税世帯	19,500 円
第 4 階層	第 1 階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000 円未満	30,000 円
第 5 階層		64,000 円以上 160,000 円未満	44,500 円
第 6 階層		160,000 円以上 408,000 円未満	61,000 円
第 7 階層		408,000 円以上	80,000 円 (保育単価限度)
			27,000 円 (保育単価限度)
			41,500 円 (保育単価限度)
			58,000 円 (保育単価限度)
			77,000 円 (保育単価限度)

計	1,923,397	65,798	4,415	6.7	460,932	17,584	3.8	409,097	6,561	1.6	852,475	4,373	0.5	1,788,302	32,933	1.8
---	-----------	--------	-------	-----	---------	--------	-----	---------	-------	-----	---------	-------	-----	-----------	--------	-----

都道府県別保育所入所待機率の状況（平成11・12年4月1日）



(参考) 都道府県別入所率 (12.4.1)



(注1) 入所率は、入所児童数を定員で除したものである。
 (注2) 都道府県の入所率は、その区域内の政令指定都市・中核市に係る数値を除いたものである。

(職業家庭両立課関係)

ファミリー・サポート・センター事業の総合的展開

ファミリー・サポート・センター事業は、急な残業など臨時的、一時的な保育ニーズに対応するため、会員制で地域における育児に関する相互援助活動を行う市町村に対して、労働者の仕事と家庭の両立を支援するという雇用対策としての観点から補助を行ってきた。

平成13年度からは、省庁統合のメリットを活かす形で、仕事と家庭の両立支援に加えて、児童の福祉という目的をも併せて果たすため、地域の子育て支援機能の強化に向け、総合的に事業を展開することとしている。

援助を受けられる者の拡大

原則として雇用労働者 自営業者や家庭の主婦なども含め、
子供を持つ全ての者に拡大

支部の設置

育児援助を受ける者のニーズ等に対応した迅速かつきめ細かなサービスを提供するため、人口10万人を超える市区及び政令指定都市に支部を設置。

(平成12年度) (平成13年度予算案)

設置数 82か所(本部のみ) 182か所(本部)、455か所(支部)

大都市圏での設置促進

大都市圏において、設置当初の円滑な運営確保のための支援。

35か所(本部)、338か所(支部)

保育所等との連携強化

支部を保育所の地域子育て支援センター等に併設し、育児相談等と一体的にサービスを提供。また、ファミリー・サポート・センターの本部及び支部に保育所等との連絡・調整を行うアドバイザーを配置し、保育所を利用している会員から保育所終了後の育児の援助の依頼があった場合、アドバイザーが援助を行う会員との調整を行うとともに、その旨保育所にも連絡する保育所との連絡システムを整備し、依頼会員の利便性を図る。

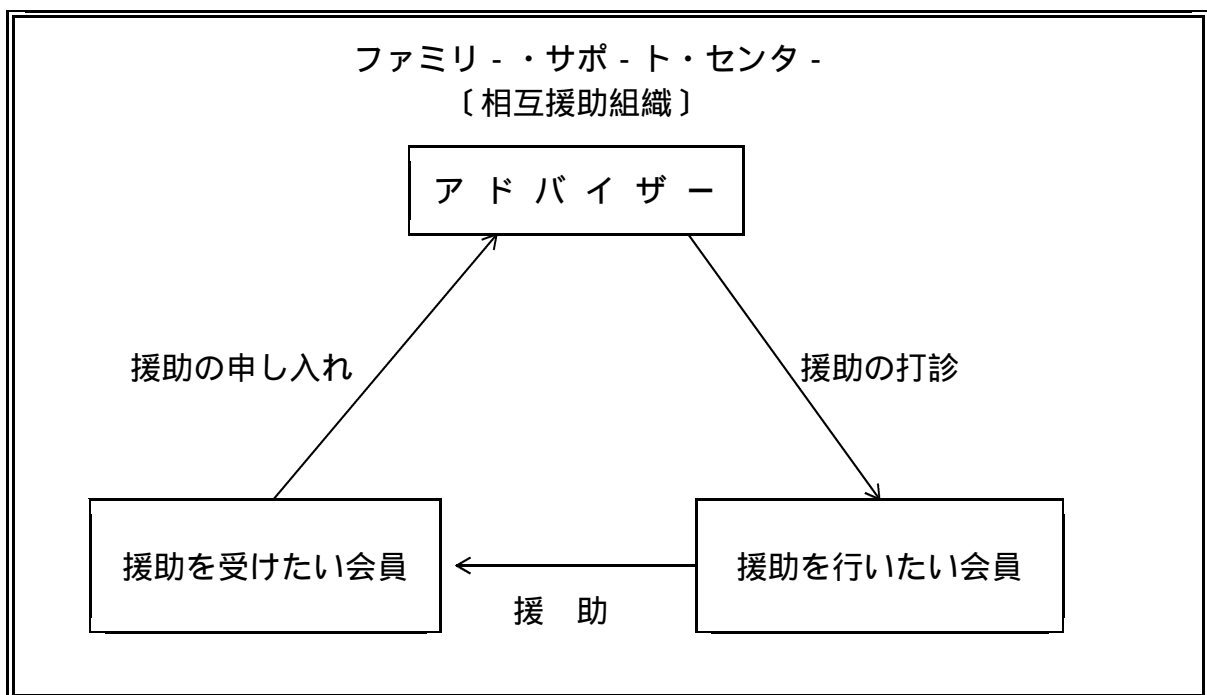
本事業は、現在、保育関係部局が担当している市町村も多いが、今後ニーズが更に高まることが予想されるので、労働関係部局とよく連携し、市町村に対するセンターの設置促進や保育所との連携等にご尽力いただくようお願いする。

(資料1)

ファミリー・サポート・センター事業の概要

急な残業など臨時的、一時的な保育ニーズに対応するため、地域における育児に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター(地域において援助を行う者と援助を受けたい者からなる会員組織)を設置する市区町村に対して、経費の1/2を補助

1 ファミリー・サポート・センターの仕組み



2 育児に関する相互援助活動の例

- ・ 保育所までの送迎を行う。
- ・ 保育所の開始前や終了後又は学校の放課後、子供を預かる。

3 ファミリー・サポート・センターの設立基準

(1) 人口の基準

原則として、5万人以上の市町村であること。

(2) 会員数の基準

会員数が300人以上であること。ただし、設立後、会員数が300人以上となることが見込まれる場合にも設立できること。

(資料 2)

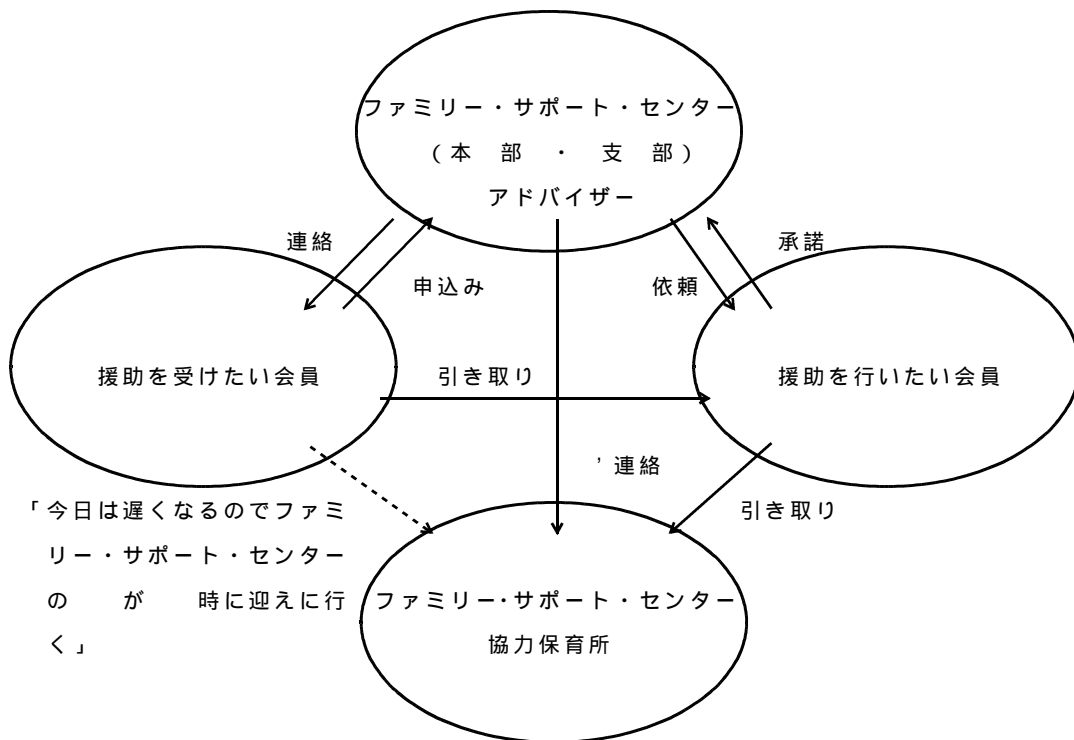
ファミリー・サポート・センターと保育所の連絡システム

事業内容

ファミリー・サポート・センターと保育所との有機的連携を図るため、ファミリー・サポート・センターが、基本的に保育所との連絡を親の代わりに担当するとともに、定期的に保育所、地域のサービスを提供する会員との打ち合わせを行い、情報交換を行うこととする。

また、保育所とサービスを提供する会員の意見交換を行うための、交流会も設けることとする。

イメージ図



- * 働く親が連絡していた をファミリー・サポート・センターが で連絡
- * このためには、普段よりファミリー・サポート・センターと保育所との密接な連携を取ることが不可欠。
(保育所が親からの連絡を受けることなしにファミリー・サポート・センター会員に子どもを渡すということの不安の解消)

(母子保健課関係)

1 総合的な母子保健対策の推進について

母子保健は、生涯の健康の基礎であり、また、次の世代を健やかに生み育てるための基礎であることから極めて重要であると認識しており、今後とも、住民の多様なニーズに対応した母子保健対策の一層の推進を図って行くこととしている。

このため、平成13年度においても、周産期医療対策事業、生涯を通じた女性の健康支援事業、子どもの心の健康づくり対策事業等、少子社会に対応した総合的な母子保健対策の充実強化を図ることとしている。

さらに、昨年11月に21世紀初頭における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」を策定したところであり、この計画に基づき、地方公共団体や関係機関・団体等の自主的・積極的な取組の推進を図ることとしており、これにより母子保健水準の一層の向上を図っていきたいと考えている。

また、平成14年度は市町村母子保健計画の見直しの時期を迎え、平成13年度中に、市町村においてその策定作業が行われるものと考えられるが、都道府県におかれては、こうした改訂が円滑に行われるよう、管下市町村に対して適切な助言・指導をお願いしたい。

2 「健やか親子21」について

我が国の母子保健は、既に世界最高水準にあるが、妊産婦死亡や乳幼児の事故死について改善の余地があるなどの残された課題や思春期における健康問題、親子の心の問題の拡大などの新たな課題が存在する。また、小児医療や地域母子保健活動の水準の低下を防止することも重要である。

このような中、21世紀の母子保健のビジョンを示す「健やか親子21」が、昨年11月に関係専門家等からなる検討会によりとりまとめられたところである。今後は、この内容の周知を図るととともに、関係機関・団体とともに構成する「健やか親子21推進協議会」を設置し、国民的な運動の展開を図っていくこととしており、都道府県、市町村における自主的・積極的な取組をお願いする。

3 乳幼児健診における育児支援強化事業（新規）について

育児不安を抱える母親等の増加、児童虐待が社会的な問題となっており、家庭における育児機能の強化や地域における児童虐待の早期発見・早期対応のシステムづくりが重要となっている。

1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査は、母子保健法に基づく法定健診として実施しており、受診率が高いことから、こうした健診の場を活用することが有効であるため、1歳6か月児健診などの場において、育児相談体

制の充実を図るものである。

なお、本事業は、「子どもの心の健康づくり対策事業」のひとつとして実施することとしているので、「虐待・いじめ対策事業」や「児童虐待市町村ネットワーク事業」等と合わせて実施することにより、市町村における児童虐待対策の総合的な推進に努められたい。

4 周産期医療ネットワークの整備について

妊産婦死亡、周産期死亡等のさらなる改善により安心して出産できる体制を整備するため、新エンゼルプランにおいて、総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワーク（システム）の整備を計画的に進めているところである。

地域医療計画の改訂に際しては、周産期医療について計画に盛り込むとともに、平成16年度までに原則として各県に1か所の総合周産期母子医療センターを整備し、これを中心とした地域周産期母子医療センター及び一般産科との母体及び新生児の搬送体制をはじめとする連携体制の整備をお願いする。

5 不妊専門相談センター事業の整備について

不妊に悩む方々に的確な情報を提供し、専門的な相談に応じられる体制を地域において整備することは重要であることから、平成8年度から「生涯を通じた女性の健康支援事業」の一環として、不妊専門相談センター事業を実施しているが、平成13年度予算案においては、24カ所から30カ所に補助対象の増を図ることとしている。

本事業については、新エンゼルプランの中で計画的に整備すべき重点施策として位置づけられていることから、引き続き都道府県等の積極的な実施をお願いする。

（13年度予算案）

30カ所

（16年度目標値）

47カ所

6 乳幼児健康支援一時預かり事業について

乳幼児健康支援一時預かり事業については、新エンゼルプランを着実に推進するため、200市町村から275市町村に拡大するために必要な予算を確保することとしたので、各市町村の積極的な取り組みについて指導をお願いする。

施設整備についても、保育所等の児童福祉施設に加え、医療機関で本事業を実施するための部屋の整備を医療施設等施設整備費により行うこととしたので、積極的に取り組まれるようお願いする。

（13年度予算案）

275市町村

（16年度目標値）

500市町村

7 新生児聴覚検査の実施について

難聴等の早期に発見し、早期治療を進める観点から、新生児聴覚検査事業を平成12年度から試行的に開始(10月実施)したところであるが、平成13年度においても、実施主体となる都道府県・指定都市の積極的な検討・取組をお願いしたい。

なお、現在、新生児聴覚検査事業について具体的な実施方法等を示した「新生児聴覚検査事業の手引き」を、平成12年度の厚生科学研究事業により検討しているところである。この手引きの中では、検査の意義に始まり、必要となる検査の実施体制、望ましい療育の実施方法などを具体的に解説しており、実施主体が実施に向けて検討する際に、参考となるものと考えている。手引きの完成は、3月下旬を目途としているが、出来上がり次第、速やかに送付することとしているので、積極的に活用し事業の実施をお願いしたい。

8 先天性代謝異常等検査の一般財源化について

先天性代謝異常検査費(昭和52年度創設)及びクレチン症検査費(昭和54年度創設)は、制度創設後相当の年数が経過し都道府県・指定都市の経常的な事務として同化・定着していることから、地方分権推進委員会の第2次勧告の趣旨に沿って、平成13年度で一般財源化を行うこととしている。

なお、所要の財源については地方交付税措置されることとなるので、一般財源化によって事業の低下を招くことのないようお願いする。

一般財源化の対象費目 ... 先天性代謝異常検査費及びクレチン症検査費
(神経芽細胞腫検査費及び精度管理費は含まない)

9 葉酸の摂取に係る適切な情報提供について

神経管閉鎖障害の発症リスク低減のため、妊娠を計画している女性等に対する葉酸の摂取について、昨年10月、関係する専門家からなる検討会を設置し検討を行った。検討会の報告を受けて、神経管閉鎖障害の発症リスク低減のための葉酸の摂取について下記～の情報提供を推進しているところである。

平成12年12月28日児母第72号厚生省児童家庭局母子保健課長・健康増進課長連名通知
医地生発第78号厚生省保健医療局地域保健・健康増進栄養課生活習慣病対策室長連名通知

なお、神経管閉鎖障害の発症リスク低減のための葉酸の摂取に関する情報提供に当たっては、妊娠可能な年齢の女性等の本人の判断に基づく適切な選択を可能とし、また過度の不安を招かないよう通知の情報提供要領に記載の啓発・普及に当たっての一般的注意事項及び葉酸摂取の際の留意事項等も踏まえ、適切な情報提供となるようご協力をお願いする。

妊娠可能な年齢の女性に関しては、神経管閉鎖障害の発症リスクを低減

させるためには、葉酸摂取が重要であるとともに、葉酸をはじめその他のビタミンなどを多く含む栄養のバランスのとれた食事が必要であること。

妊娠を計画している女性に関しては、神経管閉鎖障害の発症リスクを低減させるために、妊娠の1か月以上前から妊娠3か月までの間、葉酸をはじめその他のビタミンなどを多く含む栄養のバランスのとれた食事が必要であること。当面、食品からの葉酸摂取に加えて、いわゆる栄養補助食品から1日0.4mgの葉酸を摂取すれば、神経管閉鎖障害の発症リスクが集団としてみた場合に低減することが期待できること。

ただし、医師の管理下にある場合を除き葉酸摂取量は1日当たり1mgを越えるべきではないこと。

神経管閉鎖障害の児の妊娠歴のある女性に関しては、妊娠の1か月以上前から妊娠3か月までの間、医師の管理下での葉酸の摂取が必要であること。

妊娠を計画している女性に関しては、妊娠中のみならず妊娠前からの適切な健康管理が重要であること。すなわち、妊娠中の母体の健康と胎児の健全な発育のため、日頃から多様な食品を摂取することにより栄養のバランスを保つなど食生活を適正にし、妊娠中の禁煙・禁酒が不可欠であること。

10 乳幼児の事故防止普及啓発用ポスター及びビデオの配布について

乳幼児のうち1歳～4歳児の死亡原因として、溺水、誤飲等の不慮の事故が第一位となっているため、乳幼児の事故予防は重要な課題となっている。

これらについては、周囲の大人が目を光らせることで事故の6割が防げると言われていることから、一般家庭や保育所等の児童福祉施設等の職員に対して、こうした事故予防の方法や、万一の際の応急処置などの普及啓発を行うことが有効であると考えている。

このため、乳幼児の事故防止に関する普及啓発を図るため、普及啓発用ポスター及びビデオを現在作成しているところであり、3月下旬を目途に都道府県・政令市・特別区あて送付することとしているので、管内市町村、保健所及び市町村保健センター、並びに保育所等の関係機関への配布など、ご協力をお願いしたい。

11 生殖補助医療について

生殖補助医療については、近年急速に普及してきているが、一方で、精子の売買や代理懐胎の斡旋など様々な問題が社会的にも大きく取り上げられるようになってきている。

このため、平成10年10月に、生殖補助医療のあり方等について集中的に審議するため、厚生科学審議会先端医療技術評価部会の下に、生殖補助医療技

術に関する専門委員会を設置し検討いただいていたところであるが、既にご案内のとおり、昨年12月末に、同専門委員会の検討結果として、「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」がとりまとめられたところである。

都道府県等においては、報告書の内容を承知していただくとともに、特に、報告書の中に「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のうち、AID以外は同報告書における結論を実施するために必要な制度の整備がなされるまで実施されるべきではない」旨の見解が示されていることに留意いただき、管内の市町村、関係団体、医療機関等に対し、報告書の内容を周知していただくようお願いする。

(資料1)

健やか親子21検討会報告書の概要

- 母子保健の2010年までの国民運動計画 -

第1章 基本的な考え方

第1節 健やか親子21の性格

21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、かつ関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画。

安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりという少子化対策としての意義と、少子・高齢社会において国民が健康で元気に生活できる社会の実現を図るための国民健康づくり運動である健康日本21の一翼を担うという意義を有する。

計画の対象期間は、2001年(平成13年)から2010年(平成22年)までの10年間とし、中間の2005年(平成17年)に実施状況を評価し、必要な見直しを行う。

第2節 基本的視点

20世紀中に達成した母子保健の水準を低下させないために努力

20世紀中に達成しきれなかった課題を早期に克服

20世紀終盤に顕在化し21世紀にさらに深刻化することが予想される新たな課題に対応

新たな価値尺度や国際的な動向を踏まえた斬新な発想や手法により取り組むべき課題を探求

第3節 「健やか親子21」の課題設定

基本的視点を踏まえ、21世紀に取り組むべき主要な4つの課題を設定し、各課題ごとに、現状に対する見解と主要課題として選定した理由等、取組に当たっての基本的な方向性や枠組み、可能な限り具体的な形での方策を提言。

思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

第4節 「健やか親子21」の推進方策

1 基本理念

国民運動の理念の基本を、1986年にオタワで開催されたWHO国際会議において提唱された公衆衛生戦略であるヘルスプロモーションにおく。

2 「健やか親子21」の推進方策

関係者、関係機関・団体が寄与しうる取組の内容の明確化と自主的活動の推進

各団体の活動の連絡調整等を行う「健やか親子21推進協議会」の設置

計画期間と達成すべき具体的課題を明確にした目標の設定

第2章 主要課題

第1節 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

1 問題認識

近年、思春期の人工妊娠中絶や性感染症、薬物乱用等の増加等の問題や心身症、不登校、引きこもり等の心の問題等も深刻化し社会問題化。

これらは、解決が極めて困難だが、改善に向けての努力を強化する必要があり、21世紀の主要な取り組み課題として位置付け集中的に取り組む必要。

2 取組の方向性

これまでの試みが十分な成果をあげられていないことに鑑み、十分な量的拡大と質的転換を図ることが不可欠。

各種対策が十分な連携のもとに推進される必要があり、特に、厚生労働省と文部科学省が連携し、取組の方向性の明確なメッセージを示し、地域における保健、医療、福祉、教育等の連携の促進が必要。

3 具体的な取組

(1) 思春期の健康と性の問題

量的拡大は、学校における相談体制、保健所等の地域における相談体制、若者の興味を引きつけるメディアを通じた広報啓発活動、等の強化等が必要。

質的転換は、学校における学校外の専門家などの協力を得た取組の推進、同世代から知識を得るピア・エジュケーター（仲間教育）、ピア（仲間）・カウンセリングなどの思春期の子どもが主体となる取組の推進、メディアの有害情報の問題への取組みとしてメディア・リテラシーの向上のための支援、インターネットなどの媒体を通じ思春期に関する情報提供や相談、等を推進する必要。

(2) 思春期の心の問題

思春期の心の問題に関して家庭、学校等の地域の関係機関の相談機能の強化と、相互に学習の場の提供、定期的な情報交換等を実施する場を設置する必要。

思春期の心の問題に対応した体制について、診療報酬面での改善、医科系大学の講座の開設、医療法上の標榜の課題、思春期の心の問題に対応できる医師や児童精神科医等の育成、児童精神科医の児童相談所や情緒障害児短期治療施設への配置の推進、学校教育での活用等を検討する必要。

第2節 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

1 問題認識

妊娠・出産・産褥期の健康を、長期的な視野で、社会的、精神的側面からも支え、守ることが、母子保健医療の社会的責任。

我が国の母子保健水準は世界のトップクラスだが、妊産婦死亡率は更に改善の余地が残されている等一層の安全性の追求が求められるとともに、妊娠・出産に関するQOLの向上を目指すことも時代の要請。

リプロダクティブヘルス/ライツへの対応や、少子化対策の安全で安心して出産できる環境の実現に応えるべく、本分野を21世紀の主要な取組課題との位置付けが必要。

2 取組の方向性

妊娠、出産に関する安全性を確保しつつ快適さを追求するために、専門職の意識の変革、医療機関間の連携、分娩・入院環境の改善、地域保健サービス内容の転換、職場の母性健康管理体制との連携の一層の推進等が必要。

働く女性の妊娠・出産が安全で快適なものとなるよう、職場の環境づくりも重要。

不妊治療を求める夫婦に対して、生殖補助医療や情報の提供体制の整備とカウンセリングを含む利用者の立場に立った治療方法の標準化が不可欠。

3 具体的な取組について

(1) 妊娠・出産の安全性と快適さの確保

産科医療機関は、安全性の確保が最も重要で、医療機関間の連携、休日・夜間体制の整備が必要。リスクに応じた分娩形態や助産婦の活用によるチーム医療の採用、病院のオープン化等の取組も必要。総合周産期母子医療センターを中心とした周産期ネットワークシステムを構築し、母体・患児の搬送体制の確保、周産期医療に関する情報提供、医療従事者の確保、研修等を推進。

妊娠、出産の医療サービスを利用者に対し情報提供を推進し、利用者が希望するサービスが選択できるよう医療施設における取組を推進。QOLの確保と有効な医療を追求する観点から産科技術について、リスクに応じた適応の検討やEBMによる見直しを行う。

妊婦の心の問題に対応した健診体制や出産形態の採用、カウンセリングの強化等の取組が必要。

地域保健については、2次医療圏で医療機関、助産所、保健所、市町村の連携推進を図るとともに、保健所・市町村が中心となった母子保健情報の提供や、母子保健に関する学習機会の提供や両親教育の実施、育児サークルの育成等を積極的に行う必要。

職場における母性健康管理指導事項連絡カードの活用、産業医と産科医の連携等により、妊娠中及び出産後の女性労働者の状況に応じた配慮がなされる妊婦に優しい職場環境の実現に向けた取組が必要。

(2) 不妊への支援

不妊治療に関する相談体制及び医療提供体制を整備。

ガイドラインを作成し、治療の標準化と、治療を受けることの不安や精神的圧迫などに対する十分な心のケアを行う。不妊治療の適切な情報提供がなされた上で治療の選択が行えるよう相談体制を整備。

第3節 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

1 問題認識

21世紀の少子・高齢社会で生まれた子どもが健やかに育つような支援は、小児の保健と医療の主要な課題、QOLの観点や健康な子どもの健全育成をも視野に入れ、小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備を、21世紀に取り組むべき主要課題として位置付け、重点的に進める必要。

地域保健における母子保健活動の低下や、小児医療の不採算に伴う小児病棟の縮小・閉鎖による小児医療水準低下、小児救急医療レベルの低下、小児科医師志望者の減少等の問題が生じており、これまで我が国が達成した世界最高レベルの小児保健医療水準や

地域保健サービスのレベルの維持のための対策が重要。

2 取組の方向性について

地域保健における母子保健サービスの水準低下を予防する体制の確保を図る必要。

小児医療の特性を踏まえ、他科を比較して遜色なく小児医療を確保できるよう医療経済面を含めた制度的なアプローチが不可欠。

3 具体的な取組について

(1) 地域保健

母子保健業務は、政策医療等を担う医師等の技術職の確保や関係職員の研修の充実等を図り、世界でも最高の水準にあると言われる地方自治体の母子保健の水準を今後も確保。

乳幼児期の健診システムは世界でも最も整備され、受診率も高いが、健診の精度や事後措置は自治体間の格差があり、今後、健診の質の維持向上等を図るとともに、地域の療育機能等の充実を図る。

事故の大部分は予防可能で、小児の発達段階に応じた具体的な事故防止方法を、家庭や施設の関係者への情報提供、学習機会の提供等を行う。

SIDS 予防対策は、仰向け寝の推進、母乳栄養の推進、両親の禁煙の3つの標語による全国的なキャンペーンをマスコミの協力も得て広報活動を量的に拡大。

予防接種は、関係者の関心を高めるために情報提供を質的に転換。

(2) 小児医療

都道府県で地域の実情を踏まえ適切な小児医療提供体制を確保する観点から関係者の理解を得つつ病床確保対策を推進。

小児科医の確保対策については、小児医療に魅力を覚えるような環境整備のための方策の検討や、女性医師の育児と仕事の両立が図られる体制づくりが必要。

小児救急医療体制整備は、都道府県が果たすべき重要な責務であり、医療計画で計画性をもって行うことが対策の基本。初期救急医療体制は、休日・夜間急患センターにおいて、小児科医を広域的に確保し外来機能を強化、二次救急医療体制は病院小児科の輪番制の充実、三次救急医療体制は、小児科医を重点的に確保した概ね人口100万人につき1ヶ所の拠点となる医療機関を医療計画において明確に位置付け整備等を例示。

小児の入院環境、患児の家族のための体制整備、長期慢性疾患児等の在宅医療体制の整備や、地域の児童福祉施設や教育施設とのコーディネート機能の強化等の体制整備を実施。

第4節 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

1 問題認識

母子保健での心の健康は、両親の育児不安・ストレスと子どもの心の関係、児童虐待に代表される親子関係、の2つの大きな問題が存在。

乳幼児期の子どもの心の発達は、一番身近な養育者（母親）の心の状態と密接に関係があり、乳幼児期の子どもの心の健康のためには、母親が育児を楽しめるような育児環境の整備が不可欠。

妊娠・出産・育児に関する母親の不安を軽減し、育児を楽しみ、子どもの豊かな心の成長を育むための取組を全国的に総合的に講じることは、21世紀の母子保健上極め

て重要な対策。

2 取組の方向性について

妊娠 出産 産褥 育児期にかけて、育児に焦点を当てた心の問題の観点からのケアシステムを構築し、一人の人間を最適な環境で見守っていくことが必要。

母子健康手帳の交付から始まる地域保健での母子保健の流れと妊産婦健診より始まる地域医療の流れの融合と、出産前のケアと出産後のケアの連続性の担保が不可欠。

地域保健・地域医療での対応が児童虐待の予防と早期発見及び再発予防に大きな役割を果たし得ることと、継続的観察・介入が可能だということの認識と位置づけを持つことが重要。

3 具体的な取組について

(1) 子どもの心と育児不安対策

地域保健は、これまで疾病の早期発見・早期療育、保健指導を育児支援の観点から見直す。市町村の乳幼児の集団健診を、疾患や障害の発見だけでなく親子関係、親子の心の状態の観察ができ、育児の交流の場として、話を聞いてもらえる安心の場として活用する。

保健所は、地域医療との連携によるハイリスク集団に対する周産期から退院後のケアシステムの構築を行うとともに、福祉分野との連携と自主的な民間の育児グループの育成を図る。

産科は、出産の安全性や快適さに関わる事項に加え、妊産婦の育児への意識・不安のチェックとそれに基づく地域保健関係機関や小児科への紹介、親子の愛着形成を促進する支援等を行う。

小児科は、診察時の疾病の診断・治療に加え、親子関係や母親の心の様子、子供の心の様子・発達への影響等の観察及びケアやカウンセリングを行うよう努力する等子どもの心の問題に対応できる体制の整備を推進。

(2) 児童虐待対策

保健所・市町村保健センター等ではこれまで明確でなかった児童虐待対策を母子保健の主要事業の一つとして明確に位置付け、積極的な活動を展開。

医療機関と地域保健が協力し被虐待児の発見、救出した後の保護、再発防止、子どもの心身の治療、親子関係の修復、長期のフォローアップの取組を進める。

これらの活動にあたっては、児童相談所、情緒障害児短期治療施設等の福祉関係機関、警察、民間団体等との連携を図る。

第3章 推進方策

第1節 「健やか親子21」の推進方策について

課題達成に向けて、一人一人の国民はもとより保健・医療・福祉・教育・労働などの関係者、関係機関・団体がそれぞれの立場から寄与することが不可欠。

第2節 関係者、関係機関・団体の取組の内容の明確化

子どもの健康が重視され、思春期の子どもに対する適切な応援や妊産婦や不妊の夫婦に対する優しい配慮がなされ、健康な子どもと障害や疾病を持つ子どもの育ちやその親を支援できる地域社会の実現のための取組を国民一人一人が行えるようにすることが重要。

このような取組がなされるよう、関係者、関係機関・団体として国民、地方公共団体、国、専門団体、民間団体の順にその寄与しうる取組内容を各課題ごとに記述。

第3節 「健やか親子21推進協議会」の設置

関係者等の行動計画のとりまとめや進捗状況の報告・経験交流の実施等を統括する「健やか親子21推進協議会」を中央に設置し、インターネットによる情報提供や意見の収集、全国大会を通じた国民運動計画推進の気運の醸成等の活動を実施。

第4節 目標の設定

1 目標設定の考え方

目標は、ヘルスプロモーションの基本理念に基づき、次の三段階に分けて策定。

保健水準の指標（達成すべきQOLを含む住民の保健水準を示す。住民や関係機関等が目指すべき方向性の指標。）

住民自らの行動の指標（各課題を達成する上で住民一人一人が取り組むべき事項を示す。親子や各家庭での保健行動や生活習慣に関する指標と、知識・技術などの学習の指標を含む。）

行政・関係機関等の取組の指標（事業の実施、サービスの提供、施設・設備の整備など資源・環境の整備に対して行政や関係機関・団体が寄与しうる取組を表す。）

2 指標設定のプロセス

全国の各市町村で策定の母子保健計画において、保健水準の指標と住民自らの行動の指標を設定している212の自治体の母子保健計画に盛り込まれている指標、当検討会のこれまでの議論から指標として取り上げるべき項目を抽出し、上記の観点から優先順位をつけ、検討会での検討を経て、各課題の取組の指標を設定。

(資料 2)

子どもの心の健康づくり対策事業実施要綱の一部改正(案)

<乳幼児健診における育児支援強化事業の創設に伴う改正>

(案)

児 発 第 6 1 0 号

平成 9 年 9 月 2 9 日

[改正経過]

第 1 次改正 平成11年4月14日 児発第365号

第 2 次改正 平成12年4月 5日 児発第413号

第 3 次改正 平成13年4月 日 雇児発第 号

都道府県知事
各 政 令 市 市 長 殿
特 別 区 区 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

子どもの心の健康づくり対策事業について

母子保健行政の推進については、かねてより特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、母親の育児不安の解消を図るとともに、特に、虐待・いじめ等の社会的な問題に的確に対応するため、別紙のとおり、「子どもの心の健康づくり対策事業実施要綱」を定め、平成9年10月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

(別紙)

子どもの心の健康づくり対策事業実施要綱

第1 趣旨

少子化、核家族化、社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下など、子どもや家庭を取り巻く環境が著しく変化する状況の中で、子どもが豊かな心を持ち、希望に満ちた有意義な人生を送ることができるよう、社会的機能を活性化することが求められている。このため、子ども、家庭及び地域社会の相互の連携により、地域社会の養育機能を充実・強化し、母親の育児不安等の解消を図るとともに、虐待・いじめ等の社会的問題に早期に対応するため、小児科医等による相談、乳幼児健康診査時における心理相談体制の充実及び虐待防止のための関係機関のネットワークを整備することにより、総合的な子どもの心の健康づくり対策を推進するものである。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県（第3の2から7を除く。）及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

第3 事業内容等

実施主体は、次に掲げる事業を地域の実情により選択して実施するものとする。

1 体制整備事業

保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会及び関係団体等をもって構成する「子どもの心の健康づくり普及推進委員会」を設置し、地域における連携体制の整備を図るとともに、地域の実情に応じ次に掲げる事項についてその全部又は一部を検討するほか、地域住民に対する普及啓発を行うものとする。

- (1) 虐待・いじめ防止に関すること
- (2) 育児不安への対応に関すること
- (3) 地域のグループリーダーの養成に関すること
- (4) 小児の健康手帳及びその有効な活用方法に関すること
- (5) その他子どもの健康づくりに関すること

2 出産母子支援事業

(1) 事業内容

ア 出産前後において身体面・精神面に問題のある妊産婦、育児不安を抱えている家庭及びその他相談を希望する者に対して、電話又は面接による相談及び指導を行うものとする。

イ 身体的理由又は生活環境等の理由により当該事業を行う場所に来所することができない妊産婦等に対して、助産婦が訪問して相談等を行うものとする。

ウ 相談等に応じる助産婦の技術の向上を図るための研修を行う。

(2) 実施担当者

助産婦とする。

(3) 実施場所

助産所等で行うものとする。

3 虐待・いじめ対策事業

(1) 事業内容

ア 虐待・いじめ等に関する問題について電話又は面接による相談を行うものとする。

イ 虐待・いじめ防止に関する専門的な相談を行う者を育成するための研修を行うものとする。

(2) 実施担当者

小児科医、保健婦(士)等とする。

(3) 実施場所

市町村保健センター等で行うものとする。(医療機関を除く。)

4 乳幼児健診における育児支援強化事業

(1) 事業内容

ア 市町村は、乳幼児健診における育児支援体制の強化を図るため、乳幼児健康診査において、次の 及び を実施する。なお、市町村の実情に応じて、又は のどちらかの実施であっても差し支えない。

育児不安の軽減等を図るため、育児不安や悩みに関する個別相談指導

子どもの状態や親子関係を把握するためのグループワーク

イ 本事業における乳幼児健康診査とは、原則として1歳6か月児健康診査又は3歳児健康診査のことをいう。

(2) 事業の担当者

市町村は、 の個別相談指導を担当する者として、心理相談を行うために十分な技術及び知識、並びに経験を有する者を当てることとし、例えば、大学で心理学や教育学などを専攻した者、臨床心理士、母子保健や児童福祉に従事し十分な経験がある者などの中から、市町村が適当と判断する者を配置する。

また、 のグループワークを担当する者として、保育士を配置する。

(3) 事業の実施方法

ア の個別相談指導は、育児の負担感や、育児の不安、悩み等を持つ

保護者を対象として実施することとし、面接による相談指導を実施する。相談指導を行うに当たっては、保護者が不安や悩みに関する相談、訴え等を躊躇することなく行えるような雰囲気づくりに努める。

イ のグループワークは、保護者と子どもを対象として実施することとし、保育士の指導のもとリクリエーション等に興じる中で、保護者と子どもの様子を観察し、子どもの状態や親子関係を把握する。

ウ ア及びイを実施するに当たっては、乳幼児健康診査の中で体系づけて実施するとともに、相互に連携して行うよう留意する。

5 児童虐待防止市町村ネットワーク事業

(1) 事業内容

市町村は、地域における児童虐待の防止と早期発見に努めるため、地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護士、ボランティア団体等の関係機関・団体等（以下「関係機関等」という。）から構成する児童虐待防止協議会を設置し、次の事項について定期的に検討するとともに、具体的な虐待事例の検討を随時に行うものとする。

ア 児童虐待についての関係機関等相互の情報交換及び状況把握に関すること

イ 地域における児童虐待防止や早期発見を円滑に実施するため、関係機関等が行う事業等の効果的な連携に関すること

ウ 地域住民等に対する児童虐待に関する理解を深めるための啓発活動に関すること

エ その他の児童虐待防止策に関すること

(2) 留意事項

虐待事例の検討を行う際には、事例に関わるプライバシー保護に十分留意する。

児童虐待防止協議会は、児童相談所や保健所等の都道府県の機関と連携を図る。

6 子育てグループリーダー育成・活動支援事業

(1) 事業内容

ア 地域での母子保健活動を行う子育てグループリーダーに対する研修を実施するものとする。

イ 子育てグループリーダーが地域において子育てグループ活動を行うことに対して支援するものとする。

(2) 対象者

地域において、母子保健に関し相当の経験がある者とする。

7 健康情報の管理事業

(1) 事業内容

乳幼児期と学童期の健康情報の連続性を確保するため、小児期を通じた健康手帳を作成するものとする。

(2) 実施方法

手帳の作成にあたっては、乳幼児期の健康記録、予防接種に関しての記録及び小学校における健康診断等の記録ができる欄を設けること。

第4 実施上の留意事項

- 1 本事業の実施にあたっては、責任ある体制を確保し、職務上知り得た児童及び家庭に関する秘密保持について十分留意すること。
- 2 都道府県及び管下市町村が本事業を実施する場合には、あらかじめ、十分な調整を図ることとし、事業の効果的、効率的な実施に努めること。

第5 関係機関等との連携

本事業の実施にあたっては、保健所、児童相談所、福祉事務所、教育委員会、医師会等関係機関、関係団体と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求めるとともに、各種母子保健事業等との調整を図り効率的な実施に留意すること。

第6 その他

保険医療機関における虐待及びいじめに関するカウンセリングについては、一部の疾患において保険給付の対象とされているので、事業の実施にあたっては、その点に留意し適正な実施に努めること。

第7 経費の補助

本事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。